

**情報通信審議会 情報通信技術分科会**  
**IPネットワーク設備委員会 技術検討作業班**  
**報告骨子(案)**

情報通信審議会 情報通信技術分科会  
IPネットワーク設備委員会  
技術検討作業班 報告骨子（案） 目次

I	検討事項	1
II	委員会及び作業班の構成	1
III	検討経過	2
IV	検討概要	3
	第1章 移動電話端末とネットワークのIP化に伴う動向	3
	1.1 新たな移動通信（IP移動電話）サービスの動向	3
	1.2 IP化に対応したソフトフォンの動向	8
	第2章 IP移動電話端末に関する検討課題	21
	2.1 IP移動電話端末の定義	21
	2.2 IP移動電話端末が具備すべき機能	22
	第3章 IP化に対応したソフトフォンの認証等の在り方に関する検討課題	37
	3.1 ソフトフォンの認証等の対象範囲	37
	3.2 ソフトフォンの認証等の方法	46
	3.3 ソフトフォンの認証等の制度化に当たって留意すべき事項	63
	別表1 IPネットワーク設備委員会 構成員	65
	別表2 技術検討作業班 構成員	66
	参考資料1 IP移動電話端末の技術的条件（VoLTE）と国際標準との対応	68

## **I 検討事項**

情報通信審議会情報通信技術分科会 IP ネットワーク設備委員会（以下「委員会」という。）では、平成 17 年 11 月より、情報通信審議会諮問第 2020 号「ネットワークの IP 化に対応した電気通信設備に係る技術的条件」（平成 17 年 10 月 31 日諮問）についての審議を開始し、平成 19 年 1 月には「0AB～J 番号を使用する IP 電話の基本的事項に関する技術的条件」において、ネットワーク品質、重要通信の確保、発番号偽装対策等について一部答申された。平成 20 年 3 月には「050IP 電話等の基本的事項に関する技術的条件」において、0AB～J 番号を使用する IP 電話の基本的事項と同様に取りまとめた。また、平成 21 年 7 月には「IP 電話端末等に関する技術的条件及び電気通信事故等に関する事項」において、0AB～J 番号を使用する IP 電話端末設備が具備すべき機能や端末設備の認証の在り方、IP 電話用設備の安全性等とともに、平成 20 年 3 月の報告書において継続検討とされた課題について取りまとめた。更に、平成 24 年 2 月には「電気通信設備の安全・信頼性対策に関する事項」において、平成 23 年 3 月の東日本大震災の発生や通信設備の障害発生等を踏まえた電気通信設備の安全・信頼性対策の強化に向けた方策について取りまとめた。

本報告は、LTE や WiMAX 等のモバイルブロードバンドサービスやスマートフォンの急速な普及により、通信トラヒックの爆発的な増加や通信サービスの利用形態の多様化等、携帯電話を取り巻く環境が大きく変化していることを踏まえ、電波の有効利用の促進やネットワーク設備のスリム化・低廉化等を図るとともに、携帯端末の利便性向上や通信トラヒックの固定網へのオフロード等を図る観点から、080/090 番号を用いる IP 移動電話端末が具備すべき機能や IP 化に対応したソフトフォン（0AB～J 番号あるいは 080/090 番号を用いるもの）の認証等の在り方について、サービスの進捗や社会的動向、重要度等を勘案し、平成 24 年 4 月～6 月にかけて開催された技術検討作業班（以下「作業班」という。）（第 22 回～第〇回）において審議された結果を取りまとめたものである。

## **II 委員会及び作業班の構成**

委員会の構成は、別表 1 のとおりである。

審議の促進を図るため、委員会の下に、技術検討作業班を設置して検討を行った。技術検討作業班の構成は、別表 2 のとおりである。

### Ⅲ 検討経過

これまで、委員会第 21 回～第〇回及び技術検討作業班第 22 回～第〇回を開催して検討を行い、IP 移動電話端末が具備すべき機能及び IP 化に対応したソフトフォンの認証等の在り方について報告書を取りまとめた。

#### (1) 委員会での検討

##### ① 第 21 回委員会（平成 24 年 4 月 9 日）

ネットワークの IP 化に対応するために必要な検討課題のうち、IP 移動電話端末の具備すべき機能や IP 化に対応したソフトフォン（0AB～J 番号あるいは 080/090 番号を用いるもの）の認証等の在り方について、サービスの進捗や社会的動向、重要度等を踏まえ、検討することとした。具体的な技術的条件等の素案は技術検討作業班において検討することとした。

#### (2) 技術検討作業班での検討

##### ① 第 22 回技術検討作業班（平成 24 年 4 月 16 日）

IP 移動電話端末の技術的条件の検討の方向性やソフトフォン認証の検討の方向性について検討を行った。また、IP 移動電話端末の国際標準化動向やソフトフォンの動向について関係者から説明が行われた。

##### ② 第 23 回技術検討作業班（平成 24 年 4 月 27 日）

第 22 回技術検討作業班の検討に引き続き、IP 移動電話端末の国際標準化動向やソフトフォンの動向について関係者から説明が行われた。また、IP 化に対応したソフトフォンの認証方法案等について検討を行った。

##### ③ 第 24 回技術検討作業班（平成 24 年 5 月 18 日）

これまでの検討を踏まえ、IP 移動電話端末に求められる技術的条件及びソフトフォン認証方法案等について検討を行った。

## IV 検討概要

### 第1章 携帯電話端末とネットワークの IP 化に伴う動向

#### 1.1 新たな移動通信（IP 移動電話）サービスの動向

##### 1.1.1 IP 移動電話の概要（VoLTE の概要）

我が国の携帯電話・PHSの契約加入数は、平成23年度末現在で約1億2,820万の契約加入数（図1.1.1-1参照）であり、我が国の全人口を超えるほどに普及し、国民生活に深く根付いた重要なサービスとなっている。

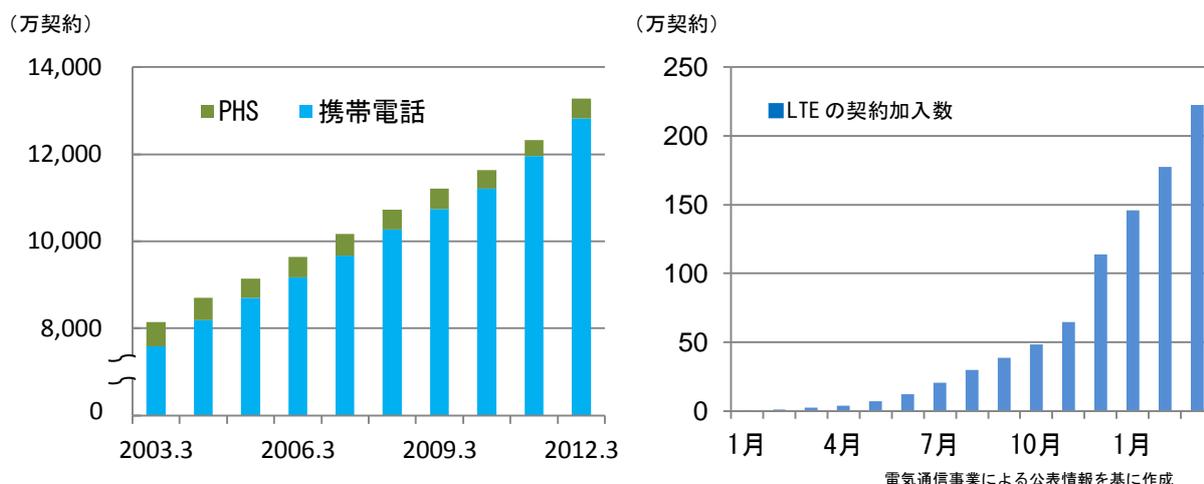
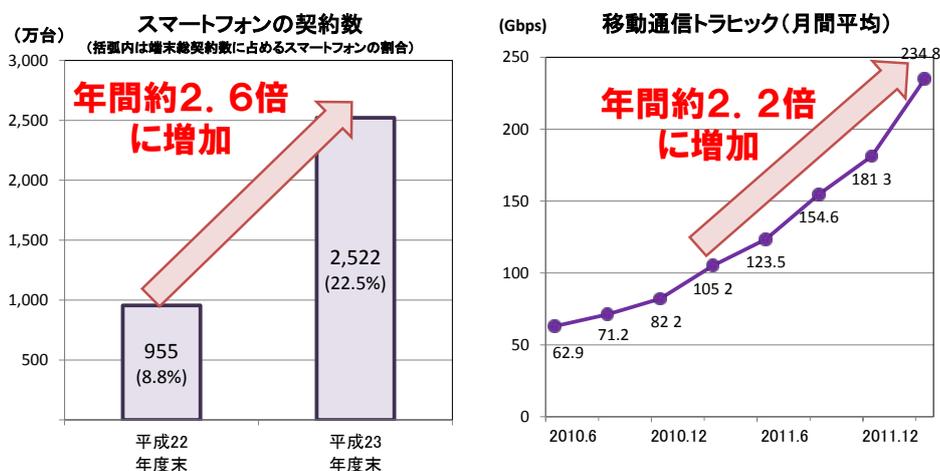


図 1.1.1-1 携帯電話・PHS 及び LTE の契約加入数の推移

また、近年では社会・経済活動及び技術の高度化を背景として、音声通話のみでなくインターネット接続による動画像伝送やアプリケーションの入手・活用など、携帯電話によるデータ通信の利用に目覚ましい発展が見られ、データ通信量の増大とそれを処理可能な高性能端末の普及が著しいものとなっている（図1.1.1-2）。



※株式会社MM総研資料（平成24年3月13日公表）により作成  
（平成23年度末データは予測値）

※移動通信事業者6社（NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクモバイル、イー・アクセス、UQコミュニケーションズ、Wireless City Planning）の協力により移動通信のトラフィック（非音声）を集計

図 1. 1. 1-2 スマートフォン契約数と移動通信トラフィックの増加

これまで我が国の携帯電話における音声通話及びデータ通信は、第3世代移動通信システム（IMT-2000。以下「3G」という。）を中心としたものであったが、データ通信量の増大に伴って、より大容量で高速な利便性の高い第3.9世代移動通信システム（以下「3.9G」という。）を用いたデータ通信サービスの提供が始まっている。この場合は、音声通話は3G、データ通信は3.9Gという別々のネットワークで運用されており、音声通話についてはCSFB（Circuit Switched Fallback）技術を用いて、3Gの回線交換網へ切り替えることでサービス提供されている。今後、移動通信網においても、ネットワークのIP化が更に進展し、音声通話についてもパケット交換方式のネットワーク上で提供を行う、IP技術を用いた音声通話（VoIP:Voice over IP）サービス（IP移動電話サービス）の実現が期待されている。（図1.1.1-3）

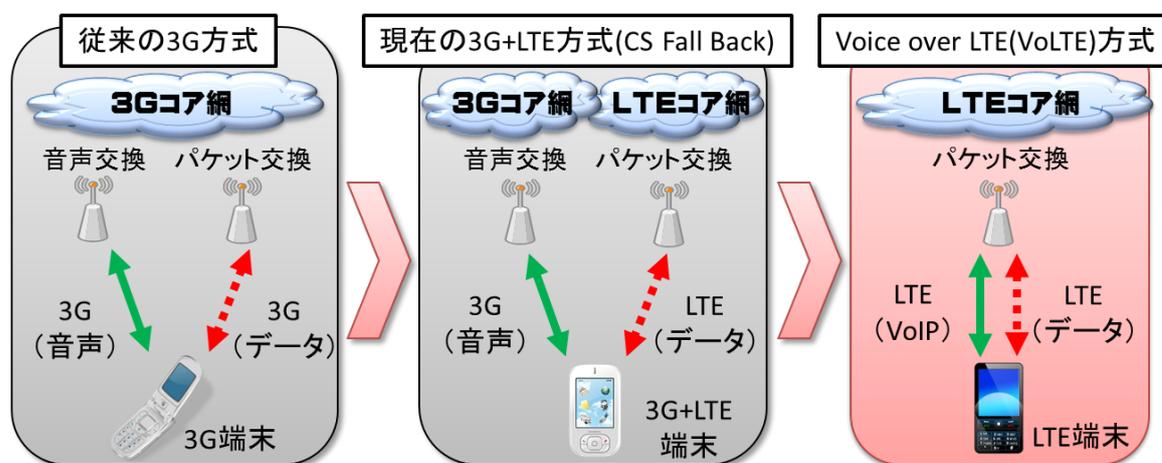


図 1. 1. 1-3 IP 移動電話へのネットワーク設備の移行イメージ(例:LTE の場合)

また、3.9G において利用されている主な通信方式としては、図 1. 1. 1-3 に示す LTE（Long Term Evolution）の他にも、モバイル WiMAX（Mobile Worldwide Interoperability for Microwave Access）もあげられる。

LTEによるパケット交換方式のネットワーク上で音声通話サービスやSMS（ショートメッセージサービス）を実現するための通信方式であるVoLTE（Voice over LTE）については、後述の通り、3GPP（Third Generation Partnership Project）<sup>1</sup>及びGSMA（GSM Association）<sup>2</sup>において標準化作業が進められ、一部項目を除いては概ね仕様が策定されている。これを受け、他国の通信事業者においても、VoLTEの導入に向けた準備を進めているなど、国際的にVoLTE導入に向けた機運が高まっているところである（図1.1.1-4）。

1 3GPP(3rd Generation Partnership Project)とは、第3世代移動通信システム(3G)の仕様を検討・開発し、標準化することを目的とした標準化団体である。日本、米国、欧州、中国、韓国の標準化団体によるパートナーシッププロジェクト。1998年設立。

2 GSMA(GSM Association)は、220以上の国の携帯電話に関連する事業者約800社(携帯端末メーカー、ソフトウェア企業、機器プロバイダ、インターネット企業、メディア及びエンターテインメント団体など)から構成されるモバイル通信業界の成長支援を目的とした団体。1995年設立。

一方で、モバイルWiMAXで音声サービスを実現するための通信方式として、WiMAX Forum<sup>3</sup>において、WVS (WiMAX VoIP Service)として要求条件、アーキテクチャ及びプロトコルの標準化作業が進められているところだが、我が国においては、WVSを用いた商業サービスの計画が具体的に示されていない。

	～2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	備考
主要オペレータのVoLTE導入予定		12年中ローンチオペレータ ▲ metroPCS ▲ LG U+ ▲ kt	13年中ローンチオペレータ ▲ verizon ▲ TeliaSonera ▲ AT&T ▲ Sprint		時期未定だがVoLTEに前向き CHINA MOBILE SK telecom
		2012年度中にVoLTEの導入を計画しているオペレータもあり、国際的にVoLTEを導入する機運が高まっている。			

出典：(株)NTTドコモ

図 1.1.1-4 国際的な VoLTE の導入動向

IP 移動電話による音声通話サービスが広く一般的に普及すれば、LTE によるデータ通信の 3.9G の設備を中心としたネットワーク構成により、音声通話サービス用の 3G の設備を縮小（現実的には、海外からのローミング用に最低限残す必要がある。）でき、ネットワーク用設備のスリム化・低廉化と周波数資源の利用効率の向上が期待される。さらに、早期のサービス提供が実現すれば、我が国の端末メーカーにおける技術力が蓄積され、国際競争力の向上への寄与も期待することができる。

また、現在の携帯電話の音声通話は基本的に回線交換方式で実現されているため、災害時において安否確認等のための通話が大量に発生した場合においても確保できる回線数が限られてしまうことが想定されるが、今後、IP 移動電話の技術が発展すれば、柔軟な制御のもと、耐災害性の高い音声通話サービスの実現も期待できる。

このように、ネットワーク用設備と周波数資源の効率化と、音声通話の耐災害性の向上等が期待できる IP 移動電話サービスの提供を実現するに当たっては、固定網における IP 電話端末や従来の移動電話端末と同様に、電気通信回線設備の機能に障害を与えないようにすることや、電気通信回線設備を利用する他の利用者に迷惑を及ぼさないようにすること等の観点から必要な機能を満足すること、そして IP 電話特有の課題にも対応するため、IP 移動電話端末が具備すべき機能に関する技術基準を定める必要がある。

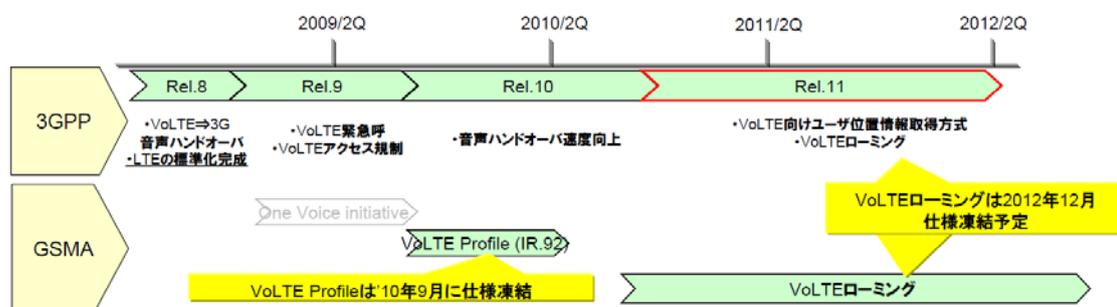
3 WiMAX Forum は、IEEE802.16（ブロードバンド無線アクセス標準に関する規格）に基づくブロードバンド・ワイヤレス製品の互換性と相互運用性を認定し、ブロードバンドワイヤレスアクセスサービスの導入を促進させることを目的とした業界主導の非営利組織。WiMAX 技術の国際的な採用と普及促進を目標としている。2001 年 6 月設立。

以上の我が国における動向や国際的な IP 移動電話の導入動向などを踏まえ、IP 移動電話端末のうち主に VoLTE の端末が具備すべき機能に関する技術的条件について議論を行った。

## 1.1.2 IP 移動電話に関する標準化等の動向

IP 移動電話の主なシステムの一つである VoLTE は、LTE 方式の packet 通信ネットワーク上で音声通話サービスを提供するための技術であり、3GPP 及び GSMA で以下のような標準化作業が行われている。

- ・ 2008 年 12 月に 3GPP で Release 8 の仕様凍結（LTE の標準化、CSFB 方式の規定）を受けて、通信事業者及び携帯電話メーカー 12 社により、IMS 上（LTE のネットワーク）で音声通話や SMS のサービスを提供する取組み「One Voice initiative」が立ち上がり、2009 年から仕様検討が開始された。
- ・ 「One Voice initiative」が 2010 年 2 月に「IMS Profile for Voice and SMS」となり、GSMA において VoLTE の仕様検討が開始され、3GPP の仕様オプション機能の中から VoLTE 提供に必須となる機能を抽出し、2010 年 9 月に VoLTE profile (IR.92) として仕様凍結された。
- ・ 現在、3GPP と GSMA では主に VoLTE のローミングに係る仕様検討が行われている。



出典：(株) NTT ドコモ

図 1.1.2-1 VoLTE の標準化動向

なお、国内においては、2008 年 12 月 11 日に情報通信審議会から、「携帯電話等の周波数有効利用方策」のうち「第 3 世代移動通信システム (IMT-2000) の高度化のための技術的方策」について一部答申がなされたことを受け、2010 年 7 月 22 日に、LTE 方式を用いた電気通信回線設備に接続する端末設備の電気的条件及び当該電気通信回線設備に接続する端末機器の技術基準適合認定等に必要な試験方法等が規定された。

## 1.2 IP化に対応したソフトフォンの動向

我が国においては、NGNをはじめとするネットワークのIP化や通信速度の向上が急速に進むにつれ、利便性の高い通信サービスが幅広く提供されることなどにより、通信端末機器の高度化・汎用化とともに利用形態の多様化が急速に進展している。このような通信端末機器の高度化の過程において、現在販売されている多くの端末機器では、電子基板に実装される素子による制御のみではなく、汎用的な機器を主にソフトウェアにより制御を行っている。特に、PCや携帯電話、中でもスマートフォンと呼ばれる通信端末機器は、汎用的なハードウェアと汎用的なOSとの組合せの上に、様々なアプリケーションが導入されることで、多様なサービス提供が実現されている。その一例として、近年では、PCやスマートフォン等市販されている汎用通信端末機器（以下「汎用端末」という。）においてネットワーク経由でインストールすることで、IP電話機能を実現するスカイプや050plusなどのソフトウェアについても、その利用が広がっているところである。

作業班では、このようなソフトウェアのうち、技術基準適合認定等の対象となる機能を持つソフトウェア（0AB～J番号や080/090番号を用いるもの。以下「ソフトフォン」<sup>4</sup>という。）について、社会情勢等を踏まえつつ、携帯端末の利便性向上や通信トラヒックの固定網へのオフロード等を図る観点から、ソフトフォンに関する認証等の在り方に関する検討を行った。

### 1.2.1 IP化に対応したソフトフォンの概要

ソフトフォンを利用した電話サービスでは、主にイーサネット等の有線LANや無線LAN、LTE等を介して、次世代IPネットワーク（NGN）や移動体通信網等と接続し、通話サービスを利用することが可能となっている。

利用者がソフトフォンを用いた通話サービスを利用するためには、一般的には、ネットワークやCD-ROMを介して、対象のソフトウェアを入手し、該当する技術基準を満たし認証等がなされているかどうかを確認の上、ソフトウェアが正常に動作する条件を満たすハードウェアにインストールして利用することとなる。

具体的には、スマートフォン又はPCに音声インタフェース機器（マイク、スピーカー、ヘッドセット等）を接続した汎用端末に対してソフトフォンのソフトウェアをダウンロード・インストールし、ソフトウェアで制御することで電話機能を実現する（図1.2.1-1及び図1.2.1-2）。

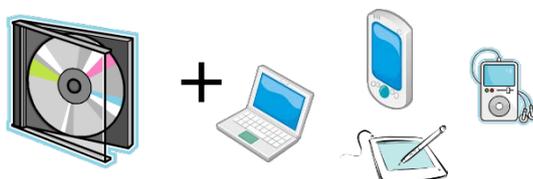


図 1.2.1-1 ソフトフォン（ソフトウェアと汎用ハードウェアの組合せ）

4 本報告においては、特に注記のない限り、ソフトフォンとは、0AB～J番号や080/090番号を用いるものを指す。

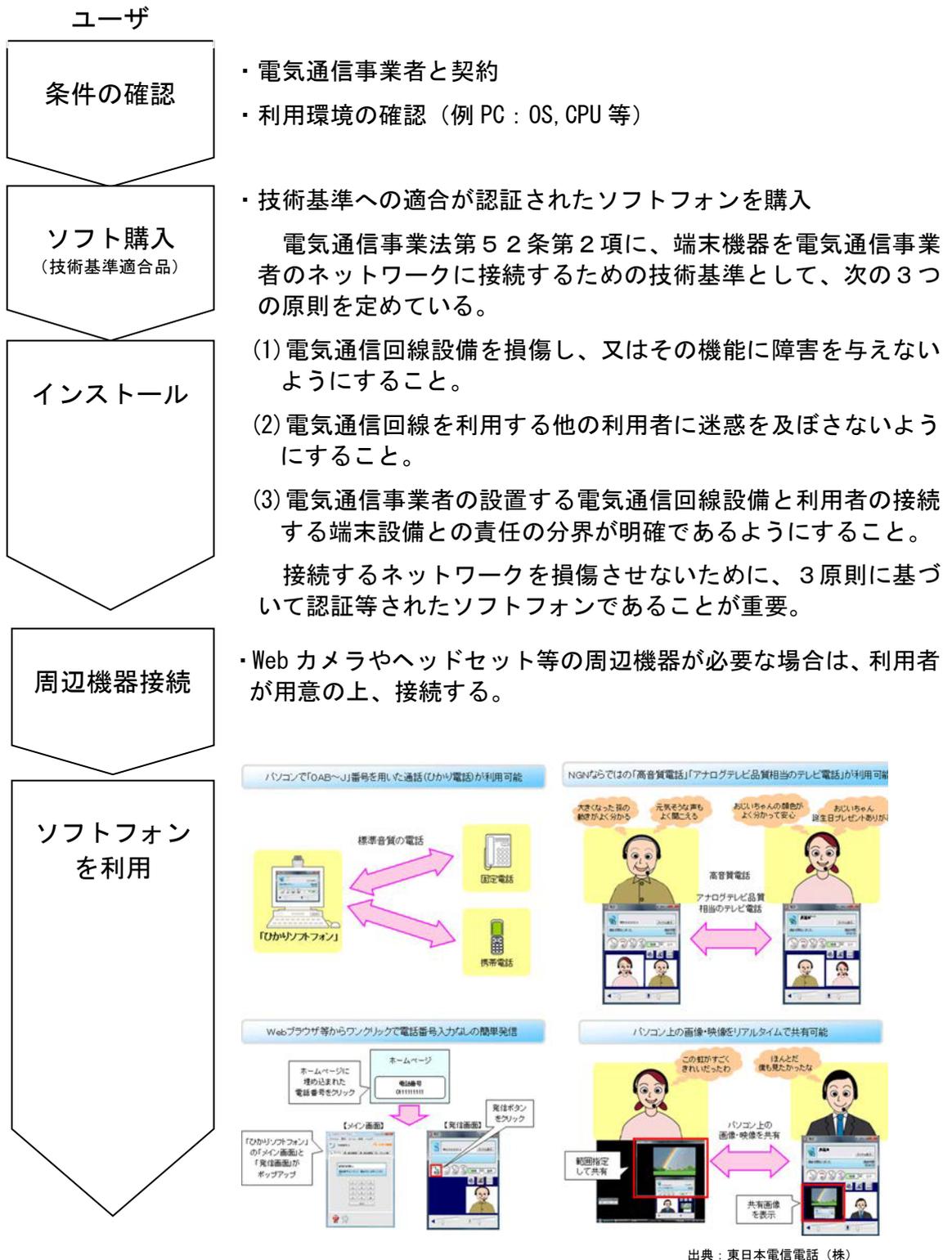


図 1.2.1-2 ソフトフォン利用までの一般的な流れ

広義のソフトフォンを用いて利用可能な通話サービスとしては、以下のように幅広いサービスが挙げられるが、先述のように、ソフトフォンとして技術基準に適合すべき機能を有する(1)及び(2)を作業班の検討の対象とした。

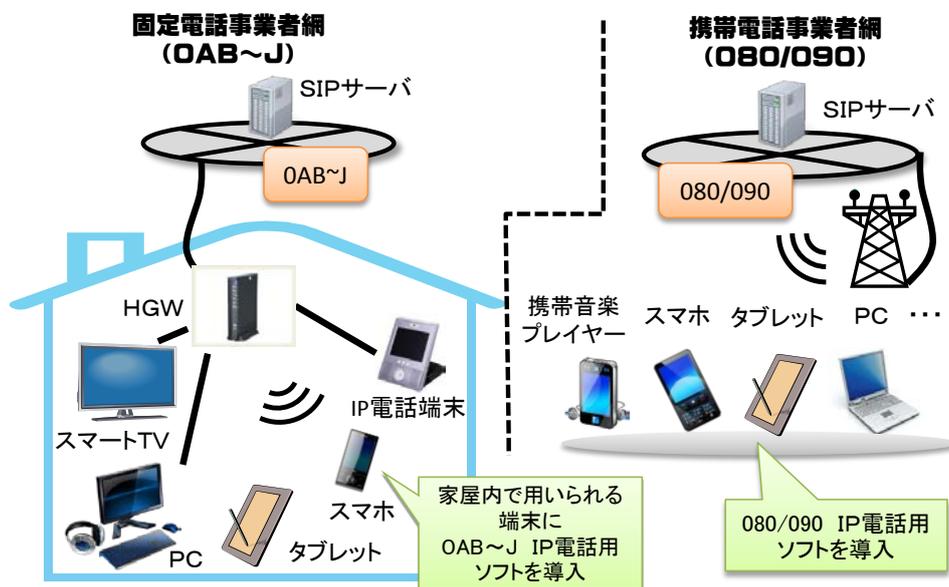


図 1. 2. 1-3 ソフトフォンにより利用可能な通話サービス

#### (1) OAB~J 番号利用

広帯域 IP ネットワークに接続されたホームゲートウェイ (HGW) 等端末終端装置を介して、IP 電話端末と同様に PC やスマートフォン、タブレット端末等に実装したソフトフォンを用いて OAB~J 番号の IP 電話サービスを利用するケース。宅内のインタフェースは、有線 LAN や無線 LAN 等が想定される。品質基準として事業用電気通信設備規則等に定める一定の基準を満足することが求められる。なお、この場合のソフトフォンを用いた端末機器については、IP 電話端末としての技術基準を満足する必要がある。

#### (2) 080/090 番号利用

携帯電話事業者が提供する移動体通信網に接続するスマートフォンやタブレット、PC 等に実装したソフトフォンを用いて 080/090 番号の IP 電話サービスを利用するケース。移動体通信網のインタフェースとしては、LTE 等が想定される。携帯電話サービスに関する品質基準としては、3G 等の回線交換方式の携帯電話サービスと同様に、電気通信事業者が自ら基準を定め、その基準を維持するよう努めることとされている。なお、この場合のソフトフォンを用いた端末機器については、IP 移動電話端末としての技術基準を満足する必要がある。

#### (3) 050 番号利用

広域 IP ネットワーク配下のルータや無線 LAN 基地局に接続する PC やスマートフォン等に実装したソフトフォンを用いて 050 番号の IP 電話サービスを利用するケース。事業用電気通信設備規則等に定める一定の品質基準を満足することが求めら

れる。なお、この場合のソフトウェアを用いた端末機器については、データ通信用端末機器としての技術基準以外には、新たに満たすべき通話等に関する技術基準はない。

#### (4) 電話番号非利用

インターネットに接続する PC やスマートフォン等にインストールするインターネット電話ソフトウェアを利用するケース。端末の識別子は、サービス提供事業者が個別に割り当てる名前ないしは番号であり、公衆電話網への発信は可能だが、公衆電話網から当該スマートフォンへの電話番号指定による着信は出来ない。品質に対する基準はない。なお、この場合のソフトウェアを用いた端末機器については、データ通信用端末機器としての技術基準以外には、新たに満たすべき通話等に関する技術基準はない。

## 1.2.2 ソフトフォンの製品形態

現在、一般的に市販等されているソフトフォンとしては、下表 1.2.2-1 に示す例のほか、多種多様な製品が存在し、広く利用されている。

区分	製品名	ベンダ名	適用ハード	ネットワーク	プロトコル
0AB～J IP電話	SUPREE	ソフトフロント	PC、スマホ	NGN(NTT)	NGN-SIP
	Com@WILL	OKI	PC、スマホ、タブレット	IP-PBX	SIP(VPN)
インターネット電話(番号非利用、転送電話等)	Skype	Microsoft	PC、スマホ、タブレット	インターネット	独自
	MSN Messenger	Microsoft	PC、スマホ、タブレット	インターネット	SIP
	Google Talk	Google	PC、スマホ、タブレット	インターネット	XMPP
	LINE	NAVER JAPAN	PC、スマホ、タブレット	インターネット	独自
	fring		スマホ、タブレット	インターネット	SIP
	050plus	NTTコミュニケーションズ	PC、スマホ	3G、WiFi	SIP

表 1.2.2-1 ソフトフォン製品の例<sup>5</sup>

また、ソフトフォンの特徴として、これらの製品は以下に示すように多様な形態で市場に流通していることもあげられることから、認証等の検討を行うにあたっては、いずれの流通形態にも対応可能となるよう留意が必要となる。

### (1) 汎用端末へのインストール型

PC等の汎用端末へソフトフォンをインストールすることで、既存の汎用端末へ電話機能を追加できる。利用者は電話機能を利用する際に、あらかじめインストールしたソフトフォンを起動・実行する。



図 1.2.2-1 端末インストール型ソフトフォン

5 本データは構成員による個人調査による。

## (2) クラウドサービス型

Web ブラウザ等へ、ソフトフォン機能を有するアドインプログラム等をダウンロード等することで、既存の汎用端末へ電話機能を動的に追加できる。利用者は電話機能を利用する際に、Web ブラウザ等を起動して、特定のサーバ等へアクセスすることでソフトフォンを起動・実行する。



図 1. 2. 2-2 クラウドサービス型ソフトフォン

## (3) SDK (Software Development Kit) 型

PC 等の汎用端末へ、一つのソフトフォン SDK (ツールキット) と、その SDK を利用するソフトフォン UI をインストールすることで、既存の汎用端末へ電話機能を追加できる。利用者はサービス毎に異なる複数のソフトフォン UI を選択して操作することで、ソフトフォンを起動・実行する。

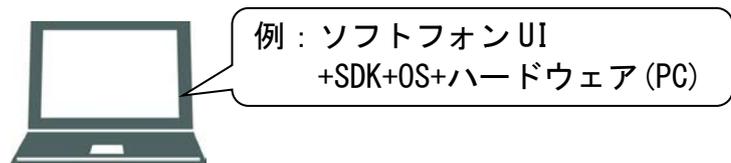
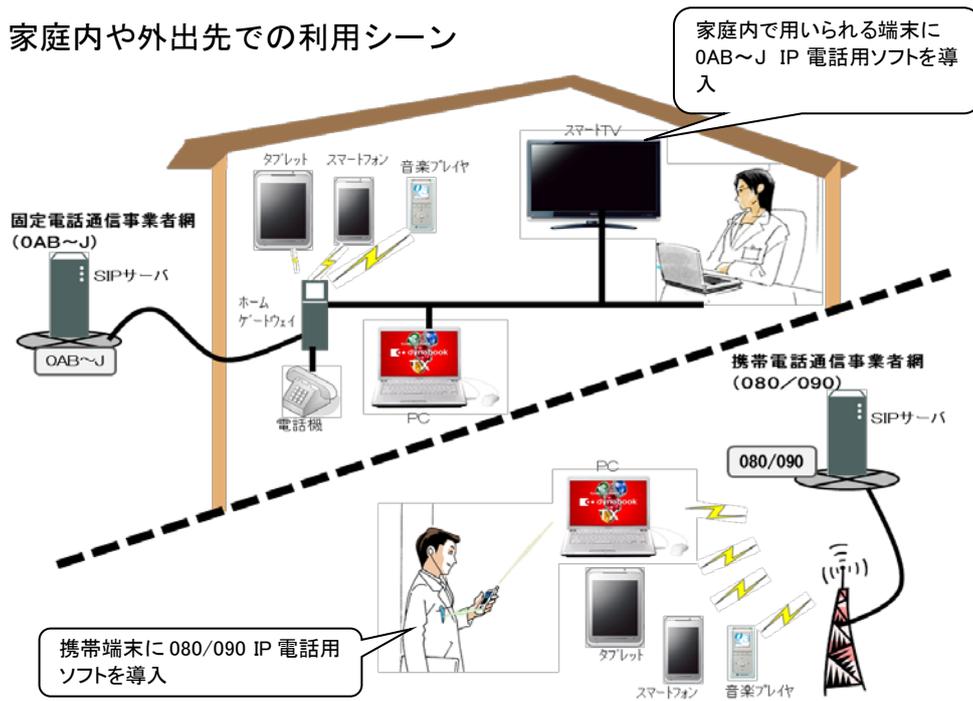


図 1. 2. 2-3 SDK 型ソフトフォン

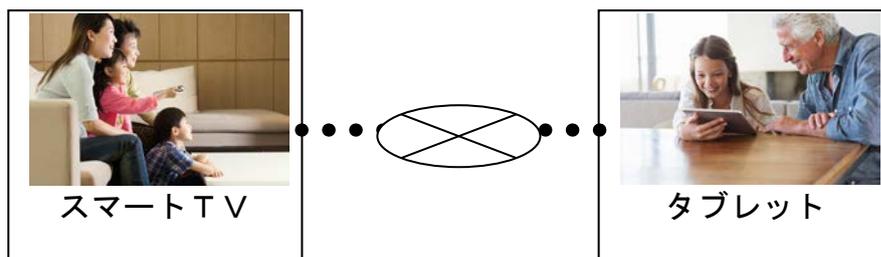
### 1.2.3 ソフトフォンの利用シーン（0AB～J 番号あるいは 080/090 番号）

ソフトフォンは現在日常生活で利用されている PC、携帯電話、スマートフォン、TV、音楽プレーヤー、タブレットなどの様々な汎用端末と組み合わせることで、音声通話サービスを実現することが可能なものであることから、次に示すように、多様な利用ケースが想定される。中には既の実現しているものがあるが、技術の進展や利用動向の変化などに伴い、今後益々の普及が期待されるものであることから、技術基準に適合したソフトフォンの円滑な流通の確保は重要な課題となっている。

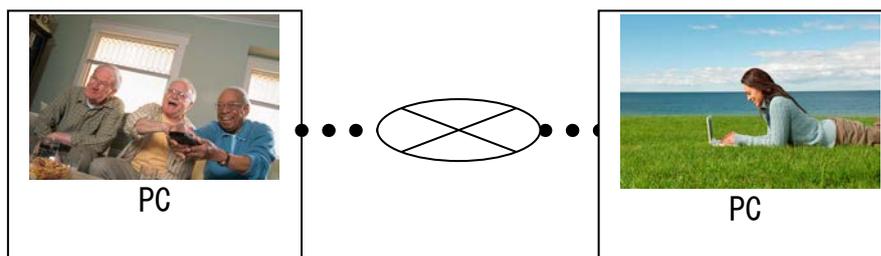
#### （例 1）家庭内や外出先での利用シーン



- ① スマート TV、スマートフォンやタブレット等が固定電話網と接続され、モニターやカメラ機能と組み合わせることで、相手とのテレビ電話が可能。



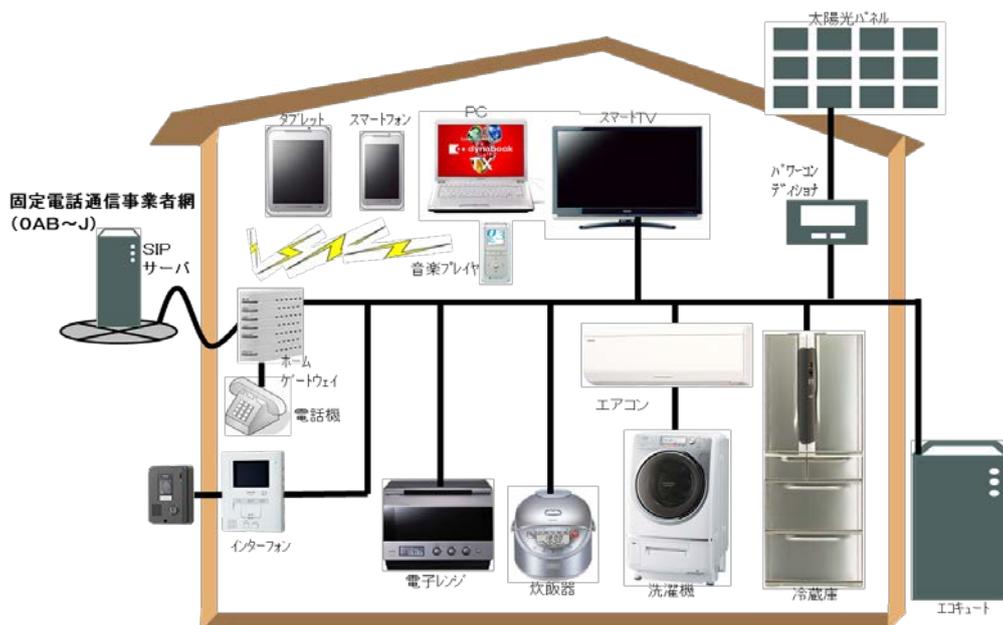
- ② PC であれば、テレビ電話を行いながら、電子データのやり取りが可能。



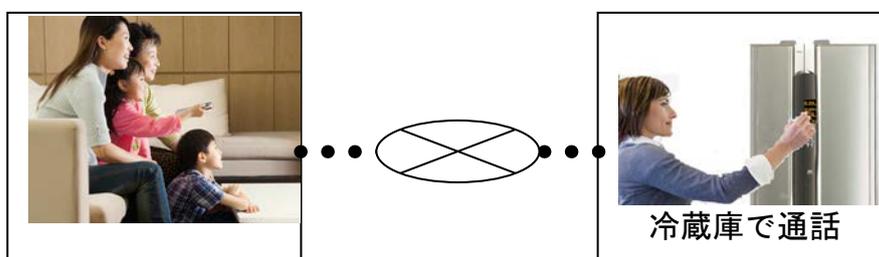
- ③ 家庭内では、それぞれの端末と内線電話としても利用でき、ホームテレフォンとして利用可能。



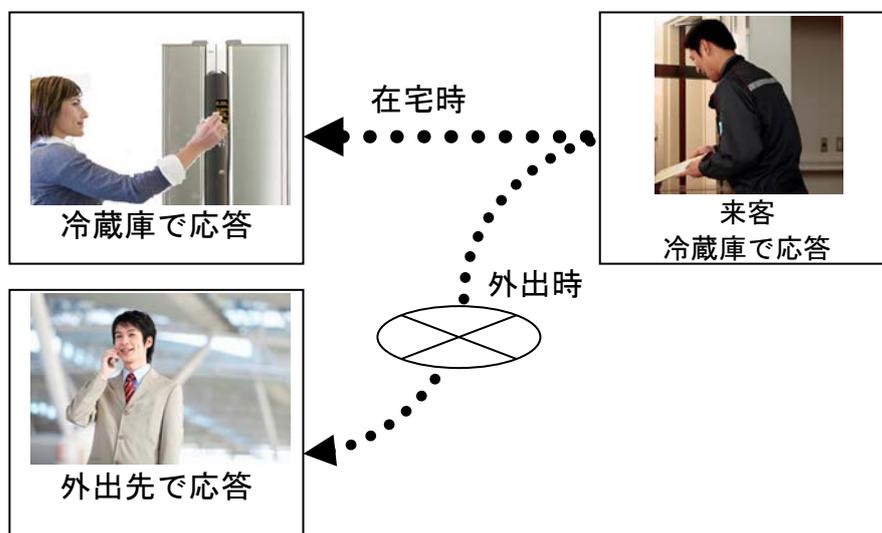
(例2) ホームエネルギーマネジメントシステム (HEMS) と融合した利用シーン



- ① 家庭内では、スマートフォンやタブレット等を固定電話網と接続し、通話ができるだけでなく、更に HEMS と連動することで、スマートフォン等でエアコン等の消費電力（家電機器等、フロア・部屋ごとの電力消費量）の確認等が可能となる。そのほか、今まで電話としては考えられなかった白物家電等にもソフトフォンを実装することにより様々な電話端末が実現し、利便性が向上することが期待される。



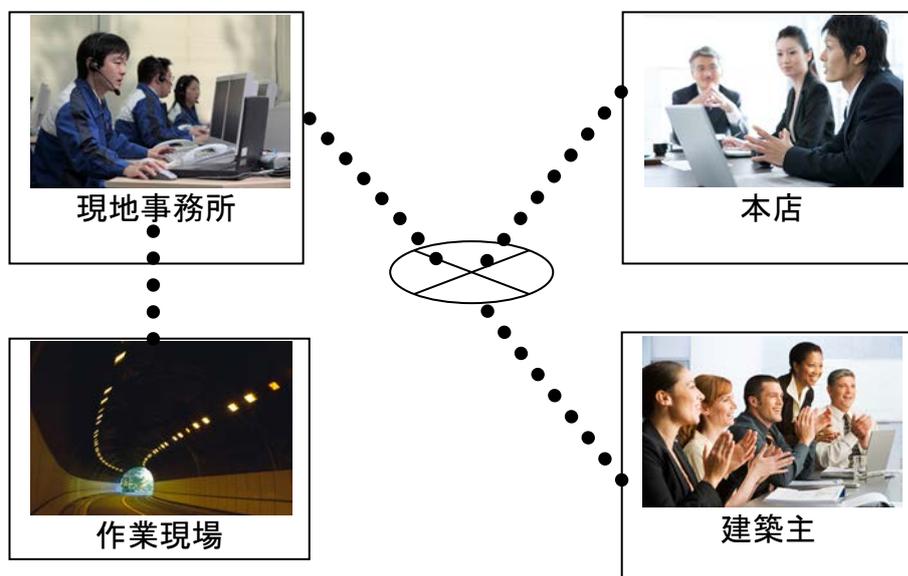
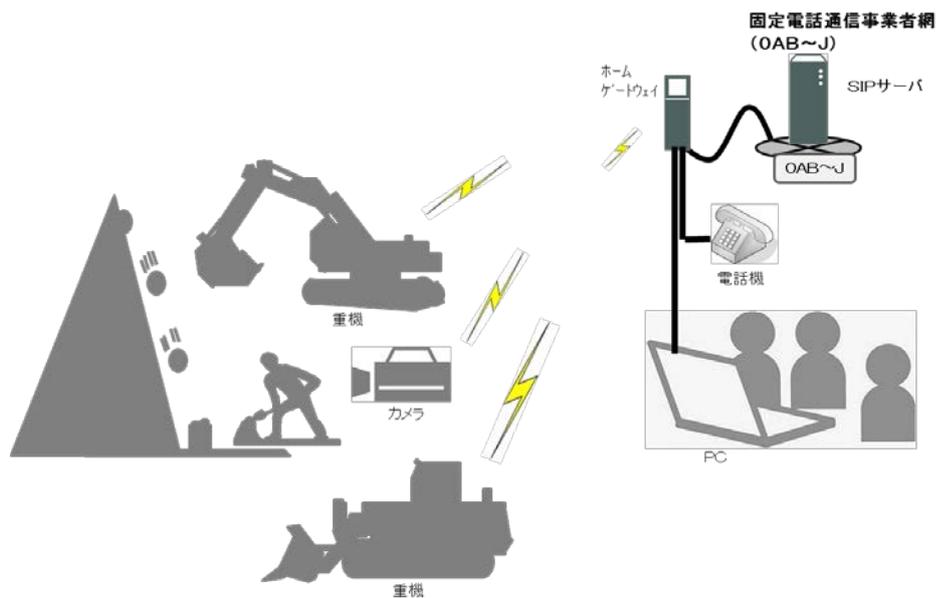
- ② インターフォンと連動することにより、冷蔵庫等で来客対応を行うことや、外出先でスマートフォンから動画を確認した後に来客対応を行うことなどが可能となる。



### (例3) ビジネスでの利用シーン

#### ① 工事作業現場の進捗状況確認での活用

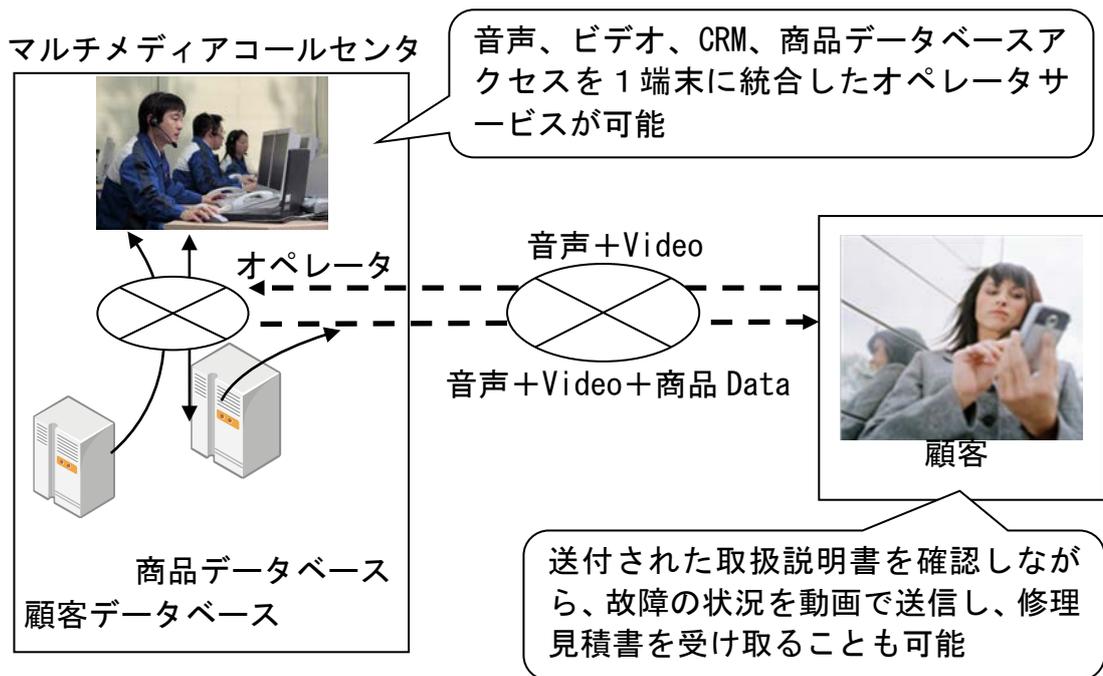
工事の作業現場、現地事務所、本店と建築主の間でテレビ会議を行いながらスムーズに進捗状況等を確認することが可能となる。



## ② コールセンタ等の電話とデータベースと連携させたサービスでの活用

画像表示等ができるスマートフォンや PC からのコールセンタ呼出しに対し、音声だけでなく、ビデオ、商品データ等を統合した情報提供が可能。

これは、マルチメディアコンタクトセンターのオペレータ向け統合受付システムとしての応用なども考えられる。特に、大規模オペレータセンタなどにおいては、スマートフォンを利用したシステム構築はコスト削減等の面からも期待が高いものとなっている。

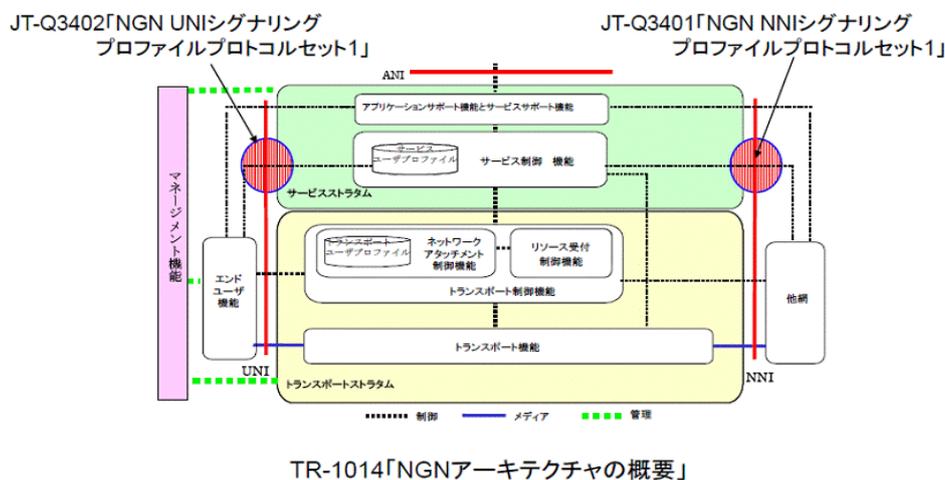


## 1.2.4 IP 電話に関する標準化及び相互接続確保に向けた動向

### (1) IP 電話の標準化動向

0AB～J 番号を利用する IP 電話について、関連する標準化について動向の概要を以下に示す。なお、080/090 番号を利用する IP 移動電話に関しては、第 2 章に記載する。また、050 番号及び番号非利用の IP 電話に関しては、本報告の対象外とする。

我が国における 0AB～J 番号を利用する次世代ネットワーク (NGN) の UNI (ユーザ・ネットワーク・インタフェース)<sup>6</sup>の規定は、ITU-T 勧告 Q.3402 をベースに標準化された TTC 標準 JT-Q3402 (NGN UNI シグナリング プロファイル プロトコル セット 1) に基づいている。JT-Q3402 は、IETF (Internet Engineering Task Force) の RFC3261 (SIP: Session Initiation Protocol) をベースとして策定された UNI 規定 Q.3402 に対して、番号通知やふくそう対策等の規定を追加して策定された仕様となっている (図 1.2.4-1)。



出典: TTC セミナー

図 1.2.4-1 NGN におけるインタフェース規定

また、0AB～J 番号を利用する IP 電話端末の技術基準については、情報通信審議会から、「ネットワークの IP 化に対応した電気通信設備に係る技術的条件」のうち「IP 電話端末等に関する技術的条件及び電気通信事故等に関する事項」(平成 21 年 7 月 28 日)が一部答申された。また、本一部答申を受け、端末設備等規則等の関係省令及び告示について改正等がなされ、平成 23 年 4 月より施行されているところである。

<sup>6</sup> 電気通信事業者の通信設備とエンドユーザ側の設備とを接続するインタフェース仕様。

## (2) IP 電話端末の相互接続性確保への取組

ソフトフォンを含む IP 電話端末の相互接続性を確保するためには、ネットワークの UNI に準拠しているかを確認するコンFORMANCE試験と NGN を介して端末間の接続が可能かを確認するインターオペラビリティ試験が必要となる。一般的には、UNI に関するコンFORMANCE試験は、サービスを提供する電気通信事業者と端末を開発するベンダ間で実施している。NGN 端末間のインターオペラビリティ試験は、我が国においては HATS 推進会議（高度通信システム相互接続推進会議）において、2011 年度にトライアル試験を実施し、2012 年度には本試験を行う予定となっている。

また、HATS 推進会議での NGN 端末間相互接続試験の成果は、ITU（国際電気通信連合）電気通信標準化部門（ITU-T）SG11 に提言して策定された Q.3948（VoIP 試験仕様）他に反映されている。また、本試験を通して得られた成果は、必要に応じて一般社団法人情報通信技術委員会（TTC）や ITU-T へフィードバックし、NGN 端末間の相互接続性の向上に貢献していく予定となっている。

## 第2章 IP 移動電話端末に関する検討課題

### 2.1 IP 移動電話端末の定義

IP 移動電話端末に必要な機能を検討するに際し、IP 移動電話端末設備の定義及びその技術的条件の適用範囲を明確化する必要がある。

IP 移動電話端末設備は、インターネットプロトコルを使用して IP 移動電話用設備（080/090 番号を使用するものに限る。）に接続し、音声役務の提供の用に供されることから、IP 移動電話端末の定義は、以下のとおりとすることが適当ではないか。

#### IP 移動電話端末の定義

端末設備であって、IP 移動電話用設備（移動電話用設備（電気通信番号規則第9条第1項第3号に規定する電気通信番号を用いて提供する音声伝送役務の用に供するものに限る。）であって、端末設備又は自営電気通信設備との接続においてインターネットプロトコルを使用するものをいう。）に接続されるものをいう。

また、2.2 節に示す技術的条件の適用範囲としては、「IP 移動電話端末、及び自営電気通信設備であって、IP 移動電話用設備に接続されるもの」とすることが適当ではないか。

なお、IP 移動電話用設備に関しては、その品質や機能の面において、従来の回線交換方式の携帯電話用設備等と同等であることを前提としている。

## 2.2 IP 移動電話端末が具備すべき機能

IP 移動電話端末は、移動電話端末と IP 電話端末の両方の特性を持つことから、表 2.2-1 のとおり、これら端末に関する技術基準及び先述の 3GPP や GSM4 における国際標準における規定を基にして、IP 移動電話端末が具備すべき機能に関する検討を行った。

	移動電話端末※1	IP 電話端末※1	専用通信回線設備等端末(LTE)※2
基本的機能	第17条	第32条の2	別表第5号第4の1
発信の機能	第18条	第32条の3	別表第5号第4の2
送信タイミング	第19条	—	別表第5号第4の3
ランダムアクセス制御	第20条	—	別表第5号第4の4
タイムアライメント制御	第21条	—	別表第5号第4の5
位置登録制御	第22条	—	別表第5号第4の6及び10
チャンネル切替指示に従う機能	第23条	—	別表第5号第4の10
受信レベル通知機能	第24条	—	別表第5号第4の8
送信指示停止に従う機能	第25条	—	別表第5号第4の7
受信レベル等の劣化時の自動的な送信停止機能	第26条	—	別表第5号第4の10
故障時の自動的な送信停止機能	第27条	—	別表第5号第4の10
識別情報登録	—	第32条の4	—
ふくそう通知機能	—	第32条の5	—
重要通信の確保のための機能	第28条	—	別表第5号第4の10
緊急通報機能	第28条の2	第32条の6	—
移動電話端末固有情報の変更を防止する機能	第29条	—	別表第5号第4の9
電氣的条件等	—	第32条の7	—
アナログ電話端末等と通信する場合の送出電力	第30条	第32条の8	—
漏話減衰量	第31条	—	—
特殊な電話端末	第32条	第32条の9	—

※1 端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)

※2 インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電氣的条件等を定める件(平成23年総務省告示第87号)

表 2.2-1 技術基準に規定済みの端末(移動電話端末(専用通信回線設備端末(LTE)含む)及び IP 電話端末)と IP 移動電話端末(VoLTE)の技術基準の比較表

### 2.2.1 基本的な条件

以下の基本的な条件については、これまでの移動電話端末においても基本的な条件とされているものであるが、IP 移動電話端末においても同様に必要となる条件ではないか。また、IP 移動電話端末においては、無線回線制御とインターネットプロトコルによる呼制御があるため、その両方について確認することが適当ではないか。

- ① IP 移動電話端末は、無線回線制御に関する次の機能を備えなければならない。
- ア 発信する機能  
 発信を行う場合にあっては、送信を要求する信号を送出するものであること。
- イ 応答する機能  
 応答を行う場合にあっては、応答を確認する信号を送出するものであること。

ウ 通信を終了する機能

通信を終了する場合にあっては、チャネルを切断する信号を送出するものであること。

② IP 移動電話端末は、呼制御に関する次の機能を備えなければならない。

ア 発信又は応答する機能

発信又は応答を行う場合にあつては、呼の設定を行うためのメッセージ又は当該メッセージに対応するためのメッセージを送出するものであること。

イ 通信を終了する機能

通信を終了する場合にあつては、呼の切断、解放若しくは取消しを行うためのメッセージ又は当該メッセージに対応するためのメッセージを送出するものであること。

## 2.2.2 電波を使用して電気通信回線設備と接続できるように必要となる条件

### (1) 送信タイミング

送信タイミングとは、IP 移動電話端末から IP 移動電話用設備へ信号を送信する場合のタイミングである。

#### <この機能を有していない場合>

制御チャネルにおいて、IP 移動電話端末が指定された送信タイミングで送信しない場合は、送信された信号は IP 移動電話用設備で正しく受信されず、指定された送信タイミングで送信しない IP 移動電話端末が再送信を行うことによって、余分な干渉を起こすこととなる。

このために、指定された送信タイミングで送信しない IP 移動電話端末が多数存在するような場合は、一切の通信ができなくなる可能性がある。

これについては、これまでの専用通信回線設備等端末と同様に技術的条件を以下のとおりとすることが適当ではないか。なお、この機能を実現するに当たっては、通信方式ごとに異なる可能性があることから、一般的な規定と LTE に関する規定をそれぞれ示す。

IP 移動電話端末は、通信方式ごとに定められた送信タイミングで送信する機能を備えなければならない。

#### 【LTE 方式】

IP 移動電話用設備から受信したフレームに同期させ、かつ、IP 移動電話用設備から指定されたサブフレームにおいて送信を開始するものとし、その送信

の開始時点の偏差は±130ナノ秒の範囲であること。

## (2) ランダムアクセス制御

制御チャネルにおいては、複数の IP 移動電話端末からの送信が衝突した場合、再送信を行うこととなる。ランダムアクセス制御とは、この再送信が衝突することを避けるために IP 移動電話端末がそれぞれ不規則な遅延時間の後に再び送信する機能である。

### <この機能を有していない場合>

IP 移動電話端末が自律的に発信する場合に、制御チャネルで複数の IP 移動電話端末が同時に発信を開始し、信号が衝突するために IP 移動電話用設備で受信できない場合がある。

この場合、それらの各 IP 移動電話用設備が再発信を同じタイミングで行ったのでは信号の衝突頻度が増大し、制御チャネルではふくそうが発生する。このために、ランダムアクセス制御を行う機能を持たない IP 移動電話端末が多数存在するような場合は一切の通信ができなくなる可能性がある。

これについては、これまでの専用通信回線設備等端末と同様に技術的条件を以下のとおりとすることが適当ではないか。なお、この機能を実現するに当たっては、通信方式ごとに異なる可能性があることから、一般的な規定と LTE に関する規定をそれぞれ示す。

IP 移動電話端末は、通信方式ごとに定められたランダムアクセス制御を行う機能を備えなければならない。

### 【LTE 方式】

- ① IP 移動電話用設備から指定された条件においてランダムアクセス制御信号を送出後、13 フレーム以内の IP 移動電話用設備から指定された時間内に送信許可信号を IP 移動電話用設備から受信した場合は、送信許可信号を受信した時点から、IP 移動電話用設備から指定された6サブフレーム又は7サブフレーム後に情報の送信を行うこと。
- ② ①において送信禁止信号を受信した場合又は送信許可信号若しくは送信禁止信号を受信できなかった場合は、再び①の動作を行うこととする。この場合において、再び①の動作を行う回数は、IP 移動電話用設備から指示される回数を超えず、かつ、200回を超えないこと。

## (3) タイムアラインメント制御

タイムアラインメント制御とは IP 移動電話用設備からの指示に従い送信タイミン

グを調整する機能である。

<この機能を有していない場合>

IP 移動電話端末が IP 移動電話用設備から指示された送信タイミングで送信しない場合は、送信された信号は IP 移動電話用設備で正しく受信されず、かつ、IP 移動電話用設備から指示された送信タイミングで送信しない IP 移動電話端末が再送信を行うことによって、更に余分な干渉を起こすこととなる。このために、IP 移動電話用設備から指示された送信タイミングで送信しない IP 移動電話端末が多数存在するような場合は一切の通信ができなくなる可能性がある。

これについては、これまでの専用通信回線設備等端末と同様に技術的条件を以下のとおりとすることが適当ではないか。なお、この機能を実現するに当たっては、通信方式ごとに異なる可能性があることから、一般的な規定と LTE に関する規定をそれぞれ示す。

IP 移動電話端末は、通信方式ごとに定められたタイムアライメント制御を行う機能を備えなければならない。

【LTE 方式】

IP 移動電話端末は、IP 移動電話用設備からの指示に従い送信タイミングを調整する機能を備えなければならない。

(4) 位置登録制御

小ゾーン方式を採用している移動通信システムにおいては、IP 移動電話用設備側で IP 移動電話端末の位置情報を保有しているが、位置登録制御とは、IP 移動電話用設備側に IP 移動電話端末の位置情報の登録を行うことである。

位置登録制御は、移動通信システムにおいて IP 移動電話端末が通信サービスを受けるための基本機能であるが、必要以上に位置登録制御を行った場合には、制御チャンネルでふくそうが発生する可能性があることから、位置登録制御についての条件が必要となる。

<この条件に適合しない場合>

IP 移動電話端末が必要以上に位置登録要求を行った場合、制御チャンネルで信号の衝突頻度が増大しふくそうが発生する。極端な場合は一切の通信ができなくなる可能性がある。このため、不要な位置登録制御は行わないようにする必要がある。

IMT-2000 端末の技術的条件においては、利用者の端末操作に起因して基地局から受信する位置情報と移動機で記憶する位置情報が一致している場合にも位置登録

が行われ、更に、基地局から制御可能なものでない位置登録要求があることから、利用者が端末を操作した場合の位置登録要求を除外していた。IP 移動電話端末(LTE 方式)の技術的条件においても、利用者の端末操作に起因する位置登録が行われることから、これまでの専用通信回線設備等端末と同様の技術的条件を基本としつつ、IMT-2000 端末と同様に利用者が端末を操作した場合の位置登録要求を除外することが適当ではないか。なお、この機能を実現するに当たっては、通信方式ごとに異なる可能性があることから、一般的な規定と LTE に関する規定をそれぞれ示す。

IP 移動電話端末は、通信方式ごとに定められた位置登録制御に関する機能を備えなければならない。

#### 【LTE 方式】

- ① IP 移動電話用設備からの位置情報が、IP 移動電話端末に記憶されているものと一致しない場合のみ、位置情報の登録を要求する信号を送出するものであること。ただし、IP 移動電話用設備から指示があった場合、又は利用者が当該端末を操作した場合はこの限りではない。
- ② IP 移動電話用設備からの位置情報の登録を確認する信号を受信した場合にあっては、IP 移動電話端末に記憶されている位置情報を更新し、かつ、保持するものであること。

#### (5) チャネル切替指示に従う機能

IP 移動電話用設備からのチャネル切替指示があった場合にそれに従う機能である。

#### <この機能を有していない場合>

IP 移動電話用設備からの切替指示に従わない IP 移動電話端末があると、当該 IP 移動電話端末はそのチャネルを保留するためそのチャネルは使用できなくなる。また、そのまま他のゾーンに移動した場合には再使用しているチャネルも使用不可能となる。このような無効保留を防止するため、IP 移動電話端末は IP 移動電話用設備から指示されたチャネルに切り替える機能を持たなければならない。

これについては、これまでの専用通信回線設備等端末と同様に技術的条件を以下のとおりすることが適当ではないか。

IP 移動電話端末は、IP 移動電話用設備からのチャネルを指定する信号を受信した場合にあっては、指定されたチャネルに切り替える機能を備えなければならない。

## (6) 受信レベル通知機能

これは、通信中に周辺の IP 移動電話用設備からの電波の受信レベルを検出し、IP 移動電話用設備に通知する機能である。

＜この機能を有していない場合＞

IP 移動電話端末は、IP 移動電話用設備から指定された条件に基づき、周辺の IP 移動電話用設備からの電波の受信レベルを検出し、周辺の IP 移動電話用設備の最大受信レベルが IP 移動電話用設備から指定された条件を満たす場合に、その結果を IP 移動電話用設備に通知する。IP 移動電話用設備はその結果をもとにその IP 移動電話用端末の移行ゾーンを把握し、ゾーン境界を判断して無線チャネルの切替えを IP 移動電話用設備に指示する。この時、結果を IP 移動電話用設備に報告しない IP 移動電話端末が存在すると、隣接ゾーンに移動した場合でも、適切なゾーン切替えが行なわれないうえに、元のゾーンに加えて他のゾーンで再利用している無線チャネルが使用できなくなる。このために、IP 移動電話用設備に受信レベルを通知する機能を持たない IP 移動電話端末が多数存在するような場合は一切の通信ができなくなる可能性がある。

これについては、これまでの専用通信回線設備等端末と同様に技術的条件を以下のとおりとすることが適当ではないか。なお、この機能を実現するに当たっては、通信方式ごとに異なる可能性があることから、一般的な規定と LTE に関する規定をそれぞれ示す。

IP 移動電話端末は、通信方式ごとに定められた受信レベル通知に関する機能を備えなければならない。

### 【LTE 方式】

IP 移動電話端末は、IP 移動電話用設備から指定された条件に基づき、IP 移動電話端末の周辺の IP 移動電話用設備の指定された参照信号の受信レベルについて、検出を行い、当該 IP 移動電話端末の周辺の IP 移動電話用設備の受信レベルが IP 移動電話用設備から指定された条件を満たす場合にあっては、その結果を IP 移動電話用設備に通知する機能を備えなければならない。

## (7) 送信停止指示に従う機能

これは、IP 移動電話用設備から送信停止指示があった場合にそれに従う機能である。

＜この機能を有していない場合＞

IP 移動電話用設備からの送信停止指示に従う機能を持たない IP 移動電話端末が

多数存在すると、その IP 移動電話端末は通信を行っていないにも関わらずチャンネルを保留する。この結果、IP 移動電話用設備からの送信停止指示に従う機能を持たない IP 移動電話端末が多数存在するような場合は通話チャンネル上でふくそうが発生することとなり、一切の通信ができなくなる可能性がある。

これについては、これまでの専用通信回線設備等端末と同様に技術的条件を以下のとおりとすることが適当ではないか。なお、この機能を実現するに当たっては、通信方式ごとに異なる可能性があることから、一般的な規定と LTE に関する規定をそれぞれ示す。

IP 移動電話端末は、IP 移動電話用設備からチャンネルの切断を要求する信号を受信した場合は、その確認をする信号を送出し、送信を停止する機能を備えなければならない。

【LTE 方式】

IP 移動電話用設備から指示があった場合は、上記の機能のうち確認をする信号の送出手は不要とする。

(8) 受信レベル等の劣化時の自動的な送信停止機能

これは、通信中のレベル又は伝送品質が著しく劣化した場合に自動的に送信を停止する機能である。

<この機能を有していない場合>

受信レベルが極端に低いか干渉妨害を受けているときは、受信レベル又は伝送品質が著しく劣化し、通信の継続ができなくなる場合である。このような状況下において、受信レベル又は伝送品質劣化時の自動的な送信断機能を持たない IP 移動電話端末は、その通話チャンネルを保留するので、使用できる通話チャンネル数が減少する。この結果、受信レベル又は伝送品質劣化時の自動的な送信断機能を持たない IP 移動電話端末が多数存在する場合は一切の通信ができなくなる可能性がある。

これについては、これまでの専用通信回線設備等端末と同様に技術的条件を以下のとおりとすることが適当ではないか。

IP 移動電話端末は、通信中の受信レベル又は伝送品質が著しく劣化した場合にあっては、自動的に送信を停止する機能を備えなければならない。

(9) 故障時の自動的な送信停止機能

これは、故障により送信が継続的に行われる場合に自動的にその送信を停止でき

る機能である。

<この機能を有していない場合>

IP 移動電話端末が故障し、制御チャネルで不要な電波を連続送出した場合、他の IP 移動電話端末の制御チャネルの使用を妨害し、利用できる制御チャネル数が減少する。この結果、故障時の自動的な送信断機能を持たない IP 移動電話端末が多数存在するような場合は一切の通信ができなくなる可能性がある。

これについては、これまでの専用通信回線設備等端末と同様に技術的条件を以下のとおりとすることが適当ではないか。

IP 移動電話端末は、故障により送信が継続的に行なわれる場合にあっては、自動的にその送信を停止する機能を備えなければならない。

(10) 重要通信確保のための機能

電気通信事業法第 8 条では、電気通信事業者は重要通信を優先的に取り扱わなければならないこと、また、この場合、必要があるときは電気通信業務の一部を停止することができることを定めている。

このため、IP 移動電話用設備側が重要通信を優先的に取り扱う必要が生じたときに、一般の IP 移動電話端末の発信を規制する信号を送出することとしており、この信号を受信した IP 移動電話端末は、発信をしないようにする機能を備えていなければならない。

<この機能を有していない場合>

IP 移動電話用設備からの発信の規制を要求する指示に従わない IP 移動電話端末が存在すると、その IP 移動電話端末からの発信によって、重要通信を行う IP 移動電話端末の発信を妨げる可能性があるために、重要な通信の確保がなされない可能性がある。

これについては、これまでの専用通信回線設備等端末と同様に技術的条件を以下のとおりとすることが適当ではないか。

IP 移動電話端末は、重要通信を確保するため、IP 移動電話用設備からの発信の規制を要求する信号を受信した場合にあっては、発信しない機能を備えなければならない。

## (11) IP 移動電話端末固有情報の変更を防止する機能

これは、IP 移動電話端末の不正使用を規制するためのもので、IP 移動電話端末を特定するための情報で、チャンネル設定に当たって使用されるための「IP 移動電話端末固有情報」の変更を防止するための機能である。

### <この機能を有していない場合>

IP 移動電話端末が IP 移動電話端末固有情報の変更を防止する機能を持たない場合、網が正当な利用者を識別することができなくなる可能性が増大する。

IMT-2000 端末においては、DS-CDMA、MC-CDMA 両方式とも移動機固有情報を保持している UIM カードが着脱可能（ただし、MC-CDMA 方式の場合はオプション規定）とされているため、移動機固有情報を記憶する装置が機能として着脱可能な場合には「移動機固有情報を記録する装置は容易に取り外せないこと。」の条件は適用しないこととしている。IP 移動電話端末（LTE 方式）においても、UIM カードが着脱可能となることが想定されることから、これまでの専用通信回線設備等端末と同様の技術的条件を基本としつつ、IMT-2000 端末と同様に当該条件を適用しないことが適当ではないか。

IP 移動電話端末は、IP 移動電話端末固有情報に関する次の機能を備えなければならない。

- ① IP 移動電話端末固有情報を記憶する装置は、容易に取り出せないこと。
- ② IP 移動電話端末固有情報は、容易に書換えができないこと。
- ③ IP 移動電話端末固有情報のうち利用者が直接使用するもの以外のものについては、容易に知得ができないこと。

### 【LTE 方式】

IP 移動電話端末固有情報を記憶する装置を取り外す機能を有している場合は、上記の機能のうち①の条件を適用しない。

## 2.2.3 その他必要となる機能

### (1) 自動発信時の時間制限機能

これは、IP 移動電話端末が発信に際して相手の応答を自動的に確認する機能を有している場合の条件であり、相手が通信中又は不在や故障など何らかの理由で応答しないときに、一定時間後に回線を切断する機能である。

### <この機能を有していない場合>

相手の応答を自動的に確認する IP 移動電話端末が、相手からの応答が得られな

いときに回線を切断する機能を有していないと、IP 移動電話用設備を無効に保留することとなり、ネットワークリソースを浪費することとなる。

自動発信時の時間制限の技術的条件を以下のとおりとすることが適当ではないか。

IP 移動電話端末は、発信に際して相手の端末設備からの応答を自動的に確認する場合にあっては、電気通信回線からの応答が確認できない場合呼の設定を行うためのメッセージ送出終了後 128 秒以内に通信終了メッセージ(呼の切断、解放若しくは取消しを行うためのメッセージ又は当該メッセージに対応するためのメッセージをいう。)を送出するものであること。

自動応答確認時のタイムアウト時間は、これまで、アナログ電話端末では 2 分以内、移動電話端末では 1 分以内（特に、IMT-2000 を用いるものについては、2 分以内）とされてきたところである。今回、IP 移動電話端末（VoLTE）について、検討を行ったところ、これまでの移動電話端末（特に、IMT-2000）と基本的に異なる環境になるものではないが、国際標準では、本規定に関する項目について、以下のとおり規定されている。

IP 移動電話端末（VoLTE）では、IMS に関する仕様があり（3GPP TS24.229）、その仕様で、TimerB（INVITE トランザクションタイムアウト時間）として、 $64 \times T1$ （ $T1 = 2$  秒（デフォルト値））= 128 秒と規定されている。

なお、この機能は、IP 移動電話用設備の接続先のアナログ電話用設備等の動作についても影響を与えうるものであることから、端末設備の種別によらず、なるべく同様な規定とすることが望ましいものである。

## (2) 自動再発信時の制限

これは、IP 移動電話端末が自動再発信機能を有する場合の条件であり、相手が通信中又は不在、故障等の何らかの理由で応答しないときに、引き続いて自動的に再発信を行う場合の発信回数の制限に関するものである。

### <このような制限がない場合>

相手の通話中に出会ったときは、引き続き同一の相手に発信しても再度通信中に出会う確率が高いなど、制限のない自動再発信により交換設備等の無効動作を伴うこととなる。発信規制の発生時に自動再発信を繰り返すことにより、発信規制が継続し、同一の交換設備に収容されている利用者が発信できなくなる可能性や、アナログ電話用設備や移動電話用設備等の相互接続先となっている電話用設備において無効動作を誘発し、当該設備における通信資源を浪費する可能性がある。

アナログ電話端末、移動電話端末等における技術的条件は国際的な技術基準をもとに技術的条件が規定されたところである。一方、IP 移動電話端末については、現時点では国際的な技術基準に当該機能に関する明確な規定がない状況である。しかしながら、アナログ電話端末等の従前の技術的条件が規定された背景は、制限のない自動再発信により電気通信設備の無効動作を防止するためである。このことから、IP 移動電話端末においても接続するアナログ電話用設備、移動電話用設備等の電気通信設備の無効動作を防止する観点から、自動再発信時の制限の技術的条件を以下のとおりとすることが適当ではないか。

自動再発信を行う場合にあっては、その回数は3回以内であること。ただし、最初の発信から3分を超えた場合にあっては、別の発信とみなす。火災、盗難その他の非常の場合にあっては適用しない。

自動再発信の制限回数は、アナログ電話端末では「3分間に2回」（ただし、自動再発信回数が15回以内の場合を除く。）、移動電話端末（IMT-2000）では「3分間に3回」と規定がなされてきたところである。今回、IP 移動電話端末（VoLTE）について、検討を行ったところ、これまでの移動電話端末（特に、IMT-2000）と基本的に異なる環境になるものではないことから、移動電話端末（IMT-2000）と同じ、「3分間に3回」の技術的条件とすることが適当ではないか。

なお、勧告化されている国際標準においては、回線交換型の音声伝送役務についてのみ自動再発信が考慮されており、IP 移動電話端末（VoLTE）のようにパケット交換型のネットワーク上で音声伝送役務を提供する考慮がなされていないため、今後、我が国の技術基準との整合性を図るため、国際標準化に向けて取り組むことが適当であると考えられる。

### (3) 識別情報登録

これは、IP 移動電話端末が登録要求を行ったが識別情報の登録がされなかった場合であって、再度識別情報の登録要求を行うときに、IP 移動電話用設備から指定する適切な待機時間に従って間隔を空ける、又は端末設備ごとに設定された適切な待機時間に従って間隔を空ける機能である。

IP 電話端末においては、停電やネットワークの障害等大規模な通信障害から復旧する場合には、各 IP 電話端末から一斉に登録を行うとすることが考えられるが、このような場合に、IP 電話用設備が登録要求を処理しきれずにネットワークがふくそう状態となり、IP 電話サービスが利用できないことが考えられる。そのため、当該機能が技術的条件として盛り込まれたところである。

一方、IP 移動電話端末については、ネットワークの障害等大規模な通信障害から復旧する場合には、2.2.2(10)重要通信の確保のための機能による発信規制を利用することにより、一斉にIP 移動電話端末から登録要求を行うことを防止している。また、大規模な停電があった場合でも、端末自体に電源が内蔵されていることが一般的であることから、その地域が復電することによって一斉に登録要求するような事態は想定されない。

以上のように、IP 移動電話端末では、他の技術的条件により同等の機能が盛り込まれていると考えられることから、識別情報登録機能については、IP 移動電話端末の技術的条件としないこととしてはどうか。

#### (4) ふくそう通知機能

これは、IP 移動電話用設備からふくそうが発生している旨の信号を受信した場合にその旨を利用者に通知する機能である。

IP 電話端末においては、ネットワークにふくそうが発生し、呼が接続できない場合に、利用者は再度発信を試み、よりふくそうを助長させる可能性があるため、当該機能が技術的条件として盛り込まれたところである。

##### <この機能を有していない場合>

IP 移動電話端末がふくそうが発生している旨の信号を IP 移動電話用設備から受信した場合に、IP 移動電話端末が、利用者にふくそうが発生していることを通知しないことで、利用者が再度発信を試みることにより、ふくそうを助長したり、ふくそうが長期化する可能性がある。

移動電話用設備からふくそうが発生している旨の信号を受信した移動電話端末の一部では、移動電話端末の画面にふくそうしている旨の表示や、可聴音等の何かしらの方法により、利用者にふくそうを通知している。しかし、IP 移動電話端末（VoLTE）では、国際標準において、ふくそうが発生している旨の通知は任意であり必須の機能とされていないことから、海外からのローミングにより接続される端末を考慮して、ふくそう通知機能については、これまでの IP 電話端末と同様の技術的条件を基本としつつ、IP 移動電話端末（VoLTE）については適用を除外することが適当ではないか。なお、この機能を実現するに当たっては、通信方式ごとに異なる可能性があることから、一般的な規定と LTE に関する規定をそれぞれ示す。

IP 移動電話端末は、IP 移動電話用設備からふくそうが発生している旨の信号を受信した場合にその旨を利用者に通知するための機能を備えなければならない。

##### 【LTE 方式】

上記の条件を適用しない。

#### (5) 緊急通報機能

緊急通報機能として IP 移動電話端末であっても緊急通報を発信する機能を具備する必要がある。これについては、音声役務を提供するこれまでの移動電話端末と同様に技術的条件を以下のとおりとすることが適当ではないか。

IP 移動電話端末であって、通話の用に供するものは、緊急通報を発信する機能を備えなければならない。

また、緊急通報を発信した端末設備等に係る電気通信番号及び発信に係る位置情報又は発信を受けた基地局に係る位置情報については、移動電話用設備（IMT-2000）と同様に IP 移動電話用設備についても具備することが適当ではないか。

#### (6) アナログ電話端末等と通信する場合の送出電力

これは、端末がアナログ電話端末と「通話」以外の通信をする場合であって、音声符号化装置（CODEC）を使用する場合の送出電力の制限に関する条件であり、送出電力が一定値以上の場合、アナログ固定網側において隣接回線への漏話を生じるおそれがあることを考慮して、これまでの移動電話端末では、以下のような規定が盛り込まれている。

移動電話端末の送出電力の許容範囲は、アナログ電話端末、又は自営電気通信設備であって、アナログ電話用設備に接続される点において二線式の接続形式で接続されるものと通信する場合にあっては、通話の用に供する場合を除き、アナログ電話用設備との接続点における送出電力を絶対レベルで表した値で、 $-8$  dBm（平均レベル）以下で、かつ、 $0$  dBm（最大レベル）を超えないこと。

LTE では、GBR（Guaranteed Bit Rate）ベアラ、Non-GBR ベアラの 2 種類のベアラが用意されている。GBR ベアラは、VoIP、Video Call 等が QCI（QoS Class Identifier）として想定され、一方、Non-GBR ベアラは、IMS シグナリング、インタラクティブゲーム等が QCI として想定されており、音声符号化装置を用いたサービスは一般的に想定されていない。

よって、IP 移動電話端末の技術的条件としないこととしてはどうか。ただし、今後、IP 移動電話端末が、通話以外の用途でアナログ電話端末等と通信するようなサービスを提供する場合は、そのようなアプリケーションに対応した IP 移動電話端末に対する技術的条件の検討を行うことが適当ではないか。

#### (7) 漏話減衰量

これは、端末設備が複数回線を収容する場合であって、端末設備内でアナログ伝送を行う場合の漏話減衰量に関する技術的条件である。

しかしながら、一般的に複数の電気通信回線と接続される IP 移動電話端末は想定されないことや、複数の電気通信回線と接続される IP 移動電話端末があったとしても、アナログ電話端末と一体となっている場合を除いては、D/A 変換を行う場所は受話器の近傍であることが多いことから、端末設備内で漏話が発生する可能性は低い。また、アナログ電話端末と一体となっている場合には、アナログ電話端末

としての規定も適用されることとなる。

このことから、IP 移動電話端末の技術的条件としないこととしてはどうか。

## (8) 特殊な IP 移動電話端末

アナログ電話端末、移動電話端末、IP 電話端末、総合デジタル通信端末と同様に、個別の通信方式に適した具体的条件を柔軟に設定するため、例外規定を設定しておく必要があるのではないか。

以上の 2.2.1 項から 2.2.3 項までの検討の結果より、移動電話端末（専用通信回線設備端末（LTE）含む）及び IP 電話端末の技術基準と IP 移動電話端末の技術的条件との関係を表 2.2-2 に示す。

	移動電話端末※1	IP電話端末※1	専用通信回線設備等端末(LTE)※2	IP移動電話端末(VoLTE)
基本的機能	第17条	第32条の2	別表第5号第4の1	IP電話&LTE準用
発信の機能	第18条	第32条の3		移動電話&IP電話準用
送信タイミング	第19条		別表第5号第4の3	LTE準用
ランダムアクセス制御	第20条		別表第5号第4の4	LTE準用
タイムアライメント制御	第21条		別表第5号第4の5	LTE準用
位置登録制御	第22条		別表第5号第4の6及び10	LTE準用
チャンネル切替指示に従う機能	第23条		別表第5号第4の10	LTE準用
受信レベル通知機能	第24条		別表第5号第4の8	LTE準用
送信指示停止に従う機能	第25条		別表第5号第4の7	LTE準用
受信レベル等の劣化時の自動的な送信停止機能	第26条		別表第5号第4の10	LTE準用
故障時の自動的な送信停止機能	第27条		別表第5号第4の10	LTE準用
識別情報登録		第32条の4		—
ふくそう通知機能		第32条の5		非適用※3
重要通信の確保のための機能	第28条		別表第5号第4の10	LTE準用
緊急通報機能	第28条の2			移動電話準用
移動電話端末固有情報の変更を防止する機能	第29条		別表第5号第4の9	LTE準用
漏話減衰量	第31条			—
特殊な電話端末	第32条			移動電話準用

※1 端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号) ※2 インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電氣的条件等を定める件(平成23年総務省告示第87号)  
 ※3 VoLTEを除くIP移動電話端末については、IP電話端末を準用

表 2.2-2 技術基準に規定済みの端末（移動電話端末（専用通信回線設備端末（LTE）含む）及び IP 電話端末）と IP 移動電話端末（VoLTE）の技術的条件の関係

## 2.2.4 一般的な条件

これまでの移動電話端末を含む端末設備全体に共通に適用される一般的条件としては次の条件があるが、これらについては、IP 移動電話端末においても同様に必要な条件と考えられるのではないか。

### (1) 責任の分界

事業用電気通信設備との責任の分界を明確にするため、事業用電気通信設備との間に分界点を有しなければならない。分界点における接続の方式は、端末を電気通信回線ごとに事業用電気通信設備から容易に切り離せるものでなければならない。

(2) 漏えいする通信の識別禁止

事業用電気通信設備から漏えいする通信の内容を意図的に識別する機能を有してはならない。

(3) 絶縁抵抗等

端末の電源回路と筐体及びその電源回路と事業用電気通信設備との間に適切な絶縁抵抗及び絶縁耐力を有すること。

(4) 過大音響衝撃の発生防止

通話機能を有する端末は、通話中に受話器から過大な音響衝撃が発生することを防止する機能を有すること。

(5) 配線設備等

利用者が端末を事業用電気通信設備に接続する際に使用する線路及び保安器その他の機器は、雑音の発生防止、事業用電気通信設備への過大電流の流入防止等の観点から適切に設置されること。

(6) 端末設備内において電波を使用する端末設備

(ア) 端末設備を構成する一の部分と他の部分相互間において電波を使用するものは、適切な識別符号を有すること。

(イ) 特定の場合を除き使用する電波の空き状態について判定を行い、空き状態の時のみ通信路を設定するものであること。

(ウ) 特定の部分を除いて一の筐体に収められており、かつ容易に開けることができないこと。

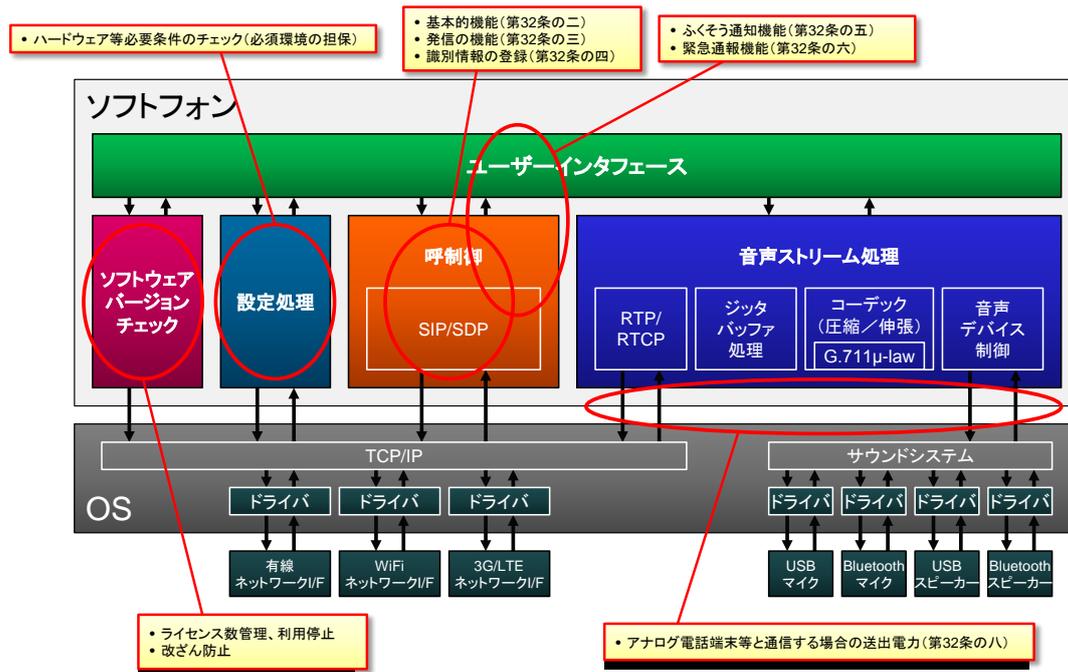
# 第3章 IP化に対応したソフトフォンの認証等の在り方に関する検討課題

## 3.1 ソフトフォンの認証等の対象範囲

0AB~J 番号や 080/090 番号を用いる電話サービスを PC や携帯電話をはじめとする様々な汎用端末で実現するソフトフォンに関する認証等の在り方について検討を行うに際し、ソフトフォンに関する認証等の範囲及び対応する技術基準の明確化が必要である。

### 3.1.1 IP化に対応したソフトフォンの接続形態

図 3.1.1-1 に示すソフトフォンの構成例のとおり、ソフトフォンは、音声通信を司る呼制御機能をアプリケーションで実装している一方で、汎用端末及び汎用 OS に対してディスプレイ、各種ネットワーク、マイク、スピーカ等の標準的なインタフェースを通じて画像、音声や信号の送受などを行うことで電話機能を実現しており、OS やハードウェアとは独立した構造となっている。

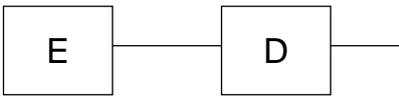
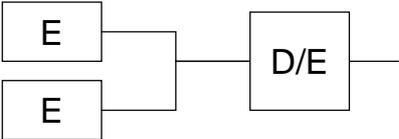


出典：(株) ソフトフロント

図 3.1.1-1 ソフトフォンの構成例

ソフトフォンを用いた IP 電話端末あるいは IP 移動電話端末の接続形態についての整理を示す。

IP 電話端末あるいは IP 移動電話端末を専用通信回線設備あるいはデジタルデータ伝送用設備に接続するためにはデータ機器（D 端末：専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器）を介してネットワークに接続することが一般的である。この際、IP 電話端末（E 端末：インターネットプロトコル電話用設備に接続される端末機器）を例にすると、以下のように多様な接続形態が想定される。

構成	用途
1) D/E 端末分離型 	D 端末：ルータ、HGW E 端末：IP 電話、 IP-FAX、 IP-TV 電話
2) D/E 端末一体型 	D/E 端末：VoIP-TA、 IP 電話、 IP-FAX、 IP-TV 電話
3) D/E 端末複合型 	D/E 端末：IP-PBX、IP-ボタン電話、 VoIP-TA

出典：沖電気工業（株）

図 3. 1. 1-2 IP 電話端末の接続形態

① D/E 端末分離型

ルータ等の D 端末に、有線 LAN や無線 LAN 等の宅内インタフェースを介して E 認定端末を接続する形態である。この場合は、ネットワークに接続するための電気的条件等は D 端末が実現し、電話サービスのための機能は E 端末が実現する。

② D/E 端末一体型

一台の端末に D 認定対象の機能と E 認定対象の機能を実現する形態である。PC やスマートテレビ等に IP 電話や TV 電話ソフトウェアを実装する形態である。

③ D/E 端末複合型

D/E 一体型の機器に E 端末（PC やスマートフォン等）を收容する形態である。IP-PBX や IP ボタン電話（ビジネスホン）等が考えられる。

更に、ソフトフォンの構成を図 3.1.1-2 に当てはめると、以下のような接続形態（図 3.1.1-3）になるものと考えられることから、ソフトフォンは、

「汎用端末設備にインストールを行い、電話機能を実現するソフトウェアであって、端末設備を介して、インターネットプロトコル電話用設備あるいはインターネットプロトコル移動電話用設備に接続されるもの。」

とすることが適当であるとともに、また、これらいずれの接続形態においても対応可能となる、柔軟な認証等とすることが必要ではないか。

① D/E 端末へのインストール型

D 認定（AD 認定を含む）もしくは E 認定端末自体にソフトフォンがインストールされ、インターネットプロトコル電話用設備あるいはインターネットプロトコル移動電話用設備に接続されるもの。

② 汎用端末へのインストール型

汎用端末にソフトフォンがインストールされ、D 認定端末を介して、インターネットプロトコル電話用設備あるいはインターネットプロトコル移動電話用設備に接続されるもの。

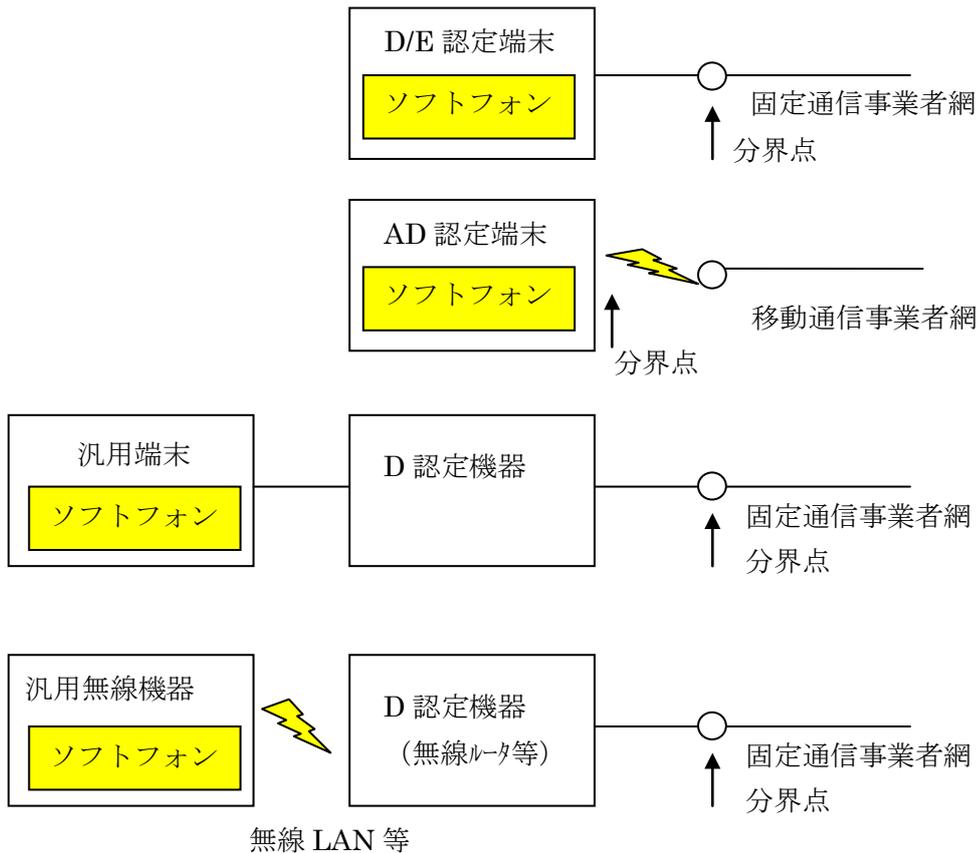


図 3.1.1-3 ソフトフォンによる IP 電話端末構成例

### 3.1.2 IP化に対応したソフトフォンの認証等の対象範囲

以上のような特性を踏まえ、ソフトフォンに関する認証等の対象範囲として、以下の点に留意し、ソフトフォンに関する認証等について検討を行うことが適当ではないか。

#### (1) ソフトウェア単体認証かハードウェアとの組合せ認証とするか

ソフトフォンは汎用のハードウェア及び OS と組み合わせて利用されるものが前提となっているが、対象となる汎用端末が、スマートフォン、家電製品等と多様性を増しており、その組合せの数が膨大となることや、ハードウェア提供者とソフトウェア提供者が異なることが一般的であることなどを踏まえ、従来のようなソフトウェアとハードウェアを一体的に組み合わせた認証とするかどうか、認証結果に対する責任分担の明確化、認証に係るコスト負担など、様々な観点からの検討が必要。

#### (2) ソフトフォンをインストールする汎用端末の条件の明確化

現在流通している汎用端末は、直接ネットワークに接続されることを考慮していない機器については、必ずしも既認定品となっていないのが実情であることや、Bluetooth 等の汎用のインタフェースを通じて周辺機器を追加できる仕組みを有する機器が存在することも踏まえ、ソフトフォンがインストールされる汎用端末機器の条件の明確化について検討が必要。

#### (3) ソフトフォンとして認証等を行う機能範囲の明確化

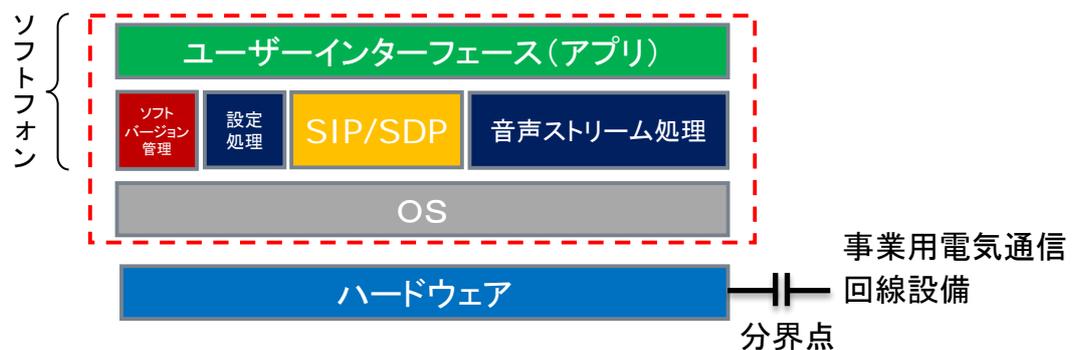
ソフトフォンの製品形態は、1.2.2 項に示すように、汎用端末へのインストール型、クラウドサービス型、SDK 型と多岐にわたり、また今後益々多様化することも想定されることから、一部機能（モジュール）単位での認証等が必要になる可能性があることや、一般的にソフトフォンは OS 等のバージョンアップに伴う通信機能部分以外のソフトフォンのバージョンアップが高頻度で行われることから、認証等の対象となる機能範囲の明確化を行うことで、利用者やソフトフォンベンダの負担軽減について検討が必要。

#### (4) ソフトウェアとハードウェアの組合せ例

ソフトフォンとハードウェアの組合せは以下のように多岐に渡ることや、今後益々多様化が進展することも想定されることから、どのような組合せであっても柔軟に対応可能な認証等とすることについて検討が必要。

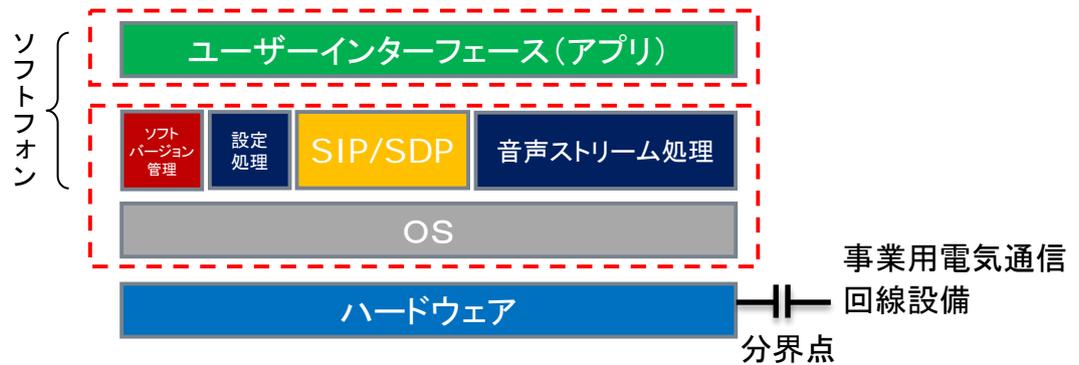
##### ① OS 一体化型

ソフトフォンが汎用 OS の機能の一部として提供されているもの。



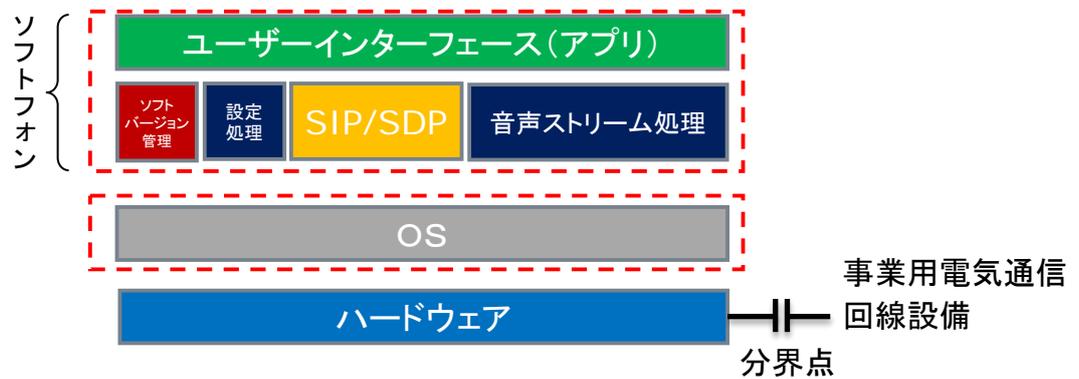
## ② アプリ分離型

ソフトフォンのうち、呼処理に係る機能が汎用OSの機能の一部として提供され、ユーザインタフェースが分離されて提供されるもの。



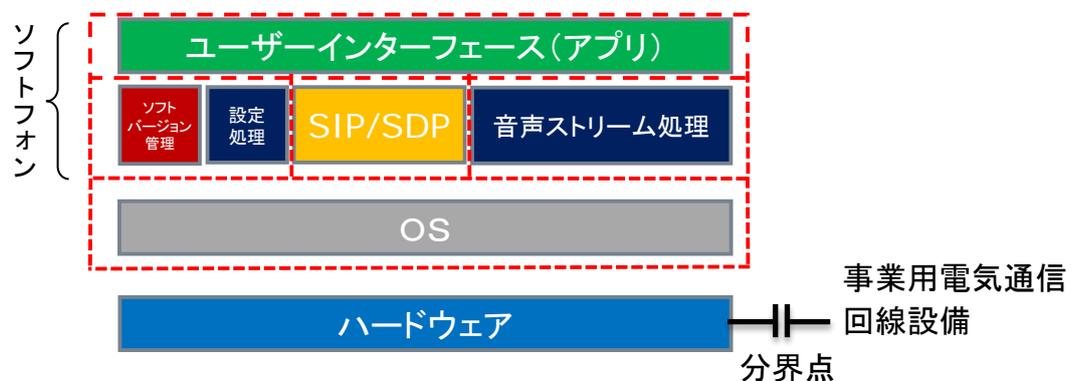
## ③ OS分離型

ソフトフォンが汎用OSと分離されて提供されるもの。



## ④ モジュール（パーツ）型

ソフトフォンがOSと分離され、また、呼処理機能、設定処理機能等、音声処理機能、ユーザインタフェースなど機能ごとに分離されてそれぞれの事業者から提供されるもの。



## (5) ソフトフォンの改ざん等

不正なソフトフォンの改ざんや技術基準未対応の電気通信事業者への接続を防ぐために、適切な規制当局の監視体制等及びソフトフォン認証に関する認証取扱業者等及び利用者に対する周知広報も必要と考えられ、是正する措置の確保等について検討が必要。

一方で、改ざん防止機能としては、以下のような例が考えられるが、これらのような改ざん防止機能に対応することで、利用者の利便性を損ねる、あるいはソフトウェアベンダの負担が高まることが考えられることから、その軽減の在り方について検討が必要。

- ① インストール時に改ざんを検知する機能。
- ② ウィルスの混入を防止する最低限の機能。
- ③ ソフトフォンを配布するサイトを限定すること。

## (6) 設計合致義務の履行の在り方

従来の基準認証制度における設計認証においては、事業法第57条に基づき、端末機器に表示を付す際には、当該端末機器と設計認証に係る設計とが合致していることにつき、検査を行うとともに検査記録の作成・保存（10年間）が義務（設計合致義務等）づけられている。これは、大量生産を前提とする端末機器のいずれもが、認証を取得した設計に合致し、利用者が端末機器を利用する際に技術基準に適合することを確保するため、認証取扱業者（認証を取得したベンダ等）に対して義務づけられた措置である。

一方、ダウンロードサイト等で大量頒布がなされるソフトフォンについては、その汎用端末へのインストールは、一般的には利用者が自らの責任においてソフトフォンの利用許諾条件等を基に行うものであるが、その際、利用者が選択したハードウェアの性能、OSのバージョン数等がソフトフォンの要求仕様を満足しない可能性が考えられ、その結果、ネットワーク通信品質の劣化が発生する危険も考えられる。そのため、ソフトフォンにおいても同様に、インストールされた後の状態において、認証を取得した設計と合致していることを、ソフトフォンベンダ等ソフトウェアを取り扱う者が責任を持って確保する措置が必要になると考えられる。

しかしながら、ソフトフォンとして設計合致義務及び検査記録の保管義務も従来の制度と同様に課すこととした場合には、その実行に大きな負担が生じるおそれもある。そこで、過度な負担とならないような、設計合致義務の履行の在り方についての検討が必要ではないか。

## (8) 現行法制度における制約条件

現行法制度においては、ソフトフォンのみでは端末機器に該当しない（詳細は3.2.1参照）ことから、法改正を伴わずにソフトフォンに関する認証制度を整備した場合に制約が生じる可能性がある。具体的には、端末機器が技術基準等に適合していることが認定された結果を示す事業法第53条第2項等に基づく表示、端末機器が技術基準に適合等していないことが認められた場合の事業法第166条第2

項に基づく認証取扱業者への立入検査等の各種是正措置（図 3.1.2-1）や、事業法第92条に基づく技術基準適合認証等の当局への報告等である。ソフトフォンに関する認証等を検討するにあたっては、これら法に基づく規定について、個別に法改正の必要性についての検討が必要ではないか。

- 認証取扱業者への立入検査 【事業法第166条第2項、第3項】
  - 総務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、認証取扱業者に対し、認証に係る端末機器に関し報告させ、又はその職員に、認証取扱業者の事業所に立ち入り、当該機器その他の物件を検査させることができます。
  - 報告拒否、虚偽報告等の場合は30万円以下の罰金に処せられることがあります。
- 妨害防止命令 【事業法第54条】
  - 総務大臣は、認証に係る端末機器であって表示が付されているものが、技術基準に適合しておらず、かつ、その機器の使用により電気通信回線設備を利用する他の利用者の通信に妨害を与えるおそれがあると認める場合において、妨害の拡大を防止するために特に必要があると認めるときは、認証取扱業者に対し、その機器による妨害の拡大を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができます。
  - 命令違反の場合は1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられることがあります。また、1億円以下の罰金刑の法人重課があります。
- 端末機器の提出 【事業法第167条】
  - 総務大臣は、職員に立入検査をさせた場合において、その所在の場所において検査をさせることが著しく困難であると認められる機器又は当該機器の検査を行うために特に必要な物件があったときは、認証取扱業者に対し、期限を定めて、当該機器又は当該物件を提出すべきことを命ずることができます。
  - 命令違反の場合は30万円以下の罰金に処せられることがあります。
- 措置命令 【事業法第59条】
  - 総務大臣は、認証取扱業者が設計合致義務に違反していると認める場合には、認証取扱業者に対し、認証に係る確認の方法を改善するために必要な措置をとるべきことを命ずることができます。
  - 命令違反の場合は表示の禁止の処分を受ける場合があります。

出典：総務省（MRA 国際ワークショップ 2012）

図 3.1.2-1 報告徴収と立入検査及び妨害防止命令等

### 3.1.3 IP化に対応したソフトフォンが具備すべき機能

ソフトフォンはハードウェア（既認定品）を介して電気通信回線設備に接続されることから、ハードウェアを含めてIP電話端末あるいはIP移動電話端末としての技術基準の全てを満たす必要があると考えられる。

一方で、以下の端末設備等規則（以下「端末規則」という。）に規定される安全性や電氣的条件等に関する事項は、ソフトウェアではなくハードウェアにより担保すべき事項であると考えられることから、ソフトフォンのソフトウェア部分に対してはその適用を除外し、ソフトフォンが具備すべき機能を表3.1.3-1のとおりとすることが適当ではないか。

- ・責任の分界（端末規則第3条）

利用者の接続する端末設備は、事業用電気通信設備との責任の分界を明確にするため、事業用電気通信設備との間に分界点を有することを定める。

- ・漏えいする通信の識別禁止（端末規則第4条）

端末設備は、事業用電気通信設備から漏えいする通信の内容を意図的に識別する機能を有してはならないことを定める。

- ・鳴音の発生防止（端末規則第5条）

端末設備は、事業用電気通信設備との間で鳴音を発生することを防止するための条件を定める。

- ・絶縁抵抗等（端末規則第6条）

端末設備は、端末の電源回路と筐体及びその電源回路と事業用電気通信設備との間に適切な絶縁抵抗及び絶縁耐力を有することを定める。

- ・過大音響衝撃の発生防止（端末規則第7条）

通話機能を有する端末設備は、通話中に受話器から過大な音響衝撃が発生することを防止する機能を定める。

- ・端末設備内において電波を使用する端末設備（端末規則第9条）

端末設備を構成する一の部分と他の部分相互間において電波を使用する端末設備の条件を定める。

- ・電氣的条件等（IP電話端末：端末規則第32条の7）

電氣的条件及び光学的条件のいずれかの条件を定める。

表 3.1.3-1 ソフトフォン（ソフトウェア部分）が具備すべき機能

技術基準項目		要否	論点
基本的事項 (共通)	第 3 条 責任の分界	×	ハードウェア要件であるため
	第 4 条 漏洩する通信の識別禁止	×	ハードウェア要件であるため
	第 5 条 鳴音の発生防止	×	ハードウェア要件であるため
	第 6 条 絶縁抵抗等	×	ハードウェア要件であるため
	第 7 条 過大音響衝撃の発生防止	×	ハードウェア要件であるため
	第 9 条 端末設備内において電波を使用する端末設備	×	ハードウェア要件であるため
IP 電話端末	第 32 条の 2 基本的機能	○	
	第 32 条の 3 発信の機能	○	
	第 32 条の 4 識別情報登録	○	
	第 32 条の 5 ふくそう通知機能	○	
	第 32 条の 6 緊急通報機能	○	
	第 32 条の 7 電氣的条件等	×	ハードウェア要件であるため
	第 32 条の 8 アナログ電話端末等と通信する場合の送出電力	○	
	第 23 条の 9 特殊なインターネットプロトコル電話端末		条件がハードウェア要件でない場合に準用
IP 移動電話端末 (仮)	基本的機能	△	呼制御に係る機能のみ適用
	発信の機能	○	
	送信タイミング	×	ハードウェア要件であるため
	ランダムアクセス制御機能	×	ハードウェア要件であるため
	タイムアライメント制御機能	×	ハードウェア要件であるため
	位置登録制御機能	×	ハードウェア要件であるため
	チャンネル切替指示に従う機能	×	ハードウェア要件であるため
	受信レベル通知機能	×	ハードウェア要件であるため
	送信停止指示に従う機能	×	ハードウェア要件であるため
	受信レベル等の劣化時の自動的な送信停止機能	×	ハードウェア要件であるため
	故障時の自動的な送信停止機能	×	ハードウェア要件であるため
	重要通信確保のための機能	×	ハードウェア要件であるため
	IP 移動電話端末固有情報の変更を防止する機能	△	ハードウェア要件でない機能のみ適用
	ふくそう通知機能	○	
	緊急通報機能	○	
	特殊なインターネットプロトコル移動電話端末	○	条件がハードウェア要件でない場合に準用

○：適用    ×：非適用    △：一部適用

## 3.2 ソフトフォンの認証等の方法

### 3.2.1 ソフトフォンの認証等に関する方法案の比較及び課題

電気通信事業法（以下「事業法」という。）に基づく基準認証制度が対象とする機器は、電気通信回線設備に接続された状態で各種通信役務を利用可能な端末機器であり、様々な汎用の通信機器との組合せを前提とするソフトフォンは、それ自体では端末機器として取り扱うことはできないと考えられる。このため、1台1台について技術基準への適合性を確認する技術基準適合認定や、既に一部の電気通信事業者において実施されている技術基準適合検査を除いては、ソフトフォンについて技術基準への適合性を担保するための認証等に関する方法が確立されていない。

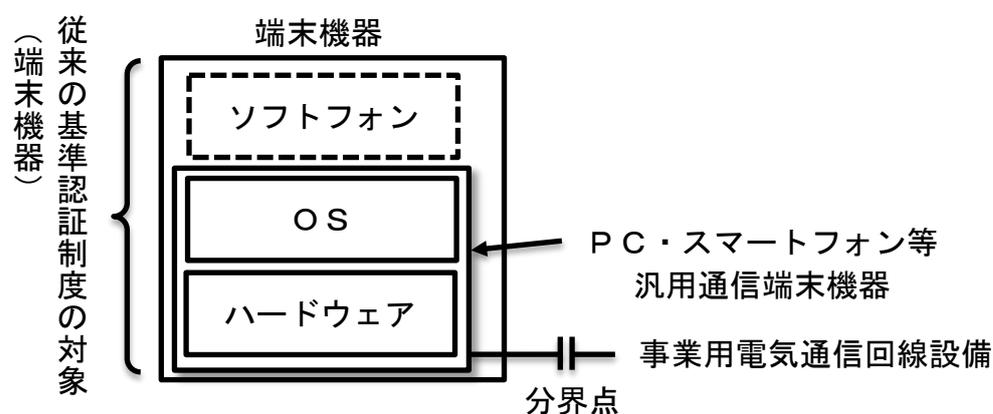


図 3.2.1-1 端末機器

しかしながら、技術の進展やサービスの多様化に伴い、スマートフォンをはじめとする汎用的な通信端末機器にソフトフォンを導入することで音声通話を実現する利用形態が一般化しつつあることを踏まえると、利用者の便益を確保しつつ、円滑な電気通信役務の提供や健全な市場の発展を促進するための環境整備として、ソフトフォンの特性や時代に即した認証等を確立することが期待される。このため、ソフトフォンの認証等の在り方について、次の4つの案を基に議論を行った。なお、これら4案についてはここでは便宜的にそれぞれA案、B案、C案、D案としている。

#### (1) A案：技術基準適合検査

電気通信事業者が技術基準への適合性を確認したソフトウェアについて、接続の検査（事業法第69条）を省略できるものとして、電気通信事業法施行規則第32条第1項第4号に基づき、HP等においてその旨を公示する第三者証明（認証）。現在、一部の電気通信事業者<sup>7</sup>において、ソフトフォンに関する技術基準適合検査が実施されている。利用者は電気通信事業者が確認・公示したソフトフォンについては、既認定品の通信端末機器へインストールするなど、一定の条件を満たすことで、接続の検査（事業法第69条）を受けることなく、当該電気通信事業者のネットワ

<sup>7</sup> NTT 東日本及びNTT 西日本において、平成24年3月より、「ソフトフォン適合検査」を実施している。

ークに接続し、通話サービスを利用することが可能となる。

(2) B案：ソフトフォンの設計認証又は技術基準適合自己確認

- ①ソフトフォンの設計認証：事業法第56条に基づく設計認証に類似した第三者証明（認証）。登録認定機関が認証の申請を受けたソフトウェアにつき、技術基準への適合性、設計合致義務を含む製造プロセス等について確認する。利用者は、認証を受けたソフトウェアを既認定品の通信端末機器へインストールするなど、一定の条件を満たして利用する場合は、接続の検査（事業法第69条）を受ける必要がない。
- ②ソフトフォンの技術基準適合自己確認：事業法第63条に基づく技術基準適合自己確認に類似した第一者証明（宣言）。ソフトウェアベンダ等が自らの責任により対象となるソフトウェアにつき、技術基準への適合性、設計合致義務を含む製造プロセス等について確認し、総務大臣へ必要事項を届け出る。利用者は、届け出たソフトウェアを既認定品の通信端末機器へインストールするなど、一定の条件を満たして利用する場合は、接続の検査（事業法第69条）を受ける必要がない。

(3) C案：ソフトフォンの届出型技術基準適合自己宣言

ソフトウェアベンダ等が自らの責任により対象となるソフトウェアにつき、技術基準を含む規定要求事項を満たしていることについて確認し、宣言を行う第一者証明（宣言）。設計合致義務の履行手続の内容に関する特段の明文規定はなく、ソフトウェアベンダ等の責任により自ら定めた手続について履行する。ただし、技術文書（TCF:Technical Construction File）を総務省（あるいは電気通信事業者）へ提出する。利用者は、宣言したソフトウェアを宣言者が定める一定の条件を満たして利用する場合は、接続の検査（事業法第69条）を受ける必要がない。

(4) D案：設計認証又は技術基準適合自己確認

設計認証（事業法第56条）及び技術基準適合自己確認（事業法第63条）に基づき、ソフトフォンと汎用ハードウェアを一体的に取り扱うことで、設計認証又は技術基準適合自己確認を行うもの。

「ISO/IEC 17000:2004, 適合性評価-用語及び一般原則」において、証明、認証、及び宣言について、それぞれ以下のように定義されている。

証明：レビュー（注1）に従った決定に基づく、規定要求事項（注2）の充足が実証されたという表明の発行

認証：製品、プロセス、システム又は要員に関する第三者証明

宣言：第一者証明

注1 適合性評価の対象が、規定要求事項を満たしていることに関する選択活動及び確定活動、並びにこれらの活動の結果の適切性、十分さ及び有効性の検証。

注2 明示されたニーズ又は期待であり、法令、規格、技術仕様書などの基準文書の中で明示されるであろうもの。

(参考文献：JIS Q 17000:2005 適合性評価)

これら4案についての詳細及び比較を表3.2.1-1に示す。

表 3.2.1-1 ソフトフォン検査・認証案の比較

	A案：ソフトフォンの 技術基準適合検査 【現在実施中】	B案：ソフトフォンの 設計認証又は 技術基準適合自己確認	C案：ソフトフォンの 届出型技術基準適合 自己宣言	D案：設計認証又は 技術基準適合自己確認
1. 認証等を行う者	電気通信事業者	登録認定機関又は ソフトフォンベンダ等	ソフトフォンベンダ	登録認定機関又は ソフトフォンベンダ等
2. 認証等の対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ソフトウェアのみを検査・公示することで、電気通信事業者による接続の検査を省略</li> <li>・ただし、認定品（認証を受けた機器又は認証を受けた機器が前段にありその後位に接続した機器）にインストールすることを前提としたソフトウェアとする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ソフトウェアのみを認証等することで、電気通信事業者による接続の検査を省略</li> <li>・ただし、認定品（認証を受けた機器又は認証を受けた機器が前段にあり、その後位に接続した機器）にインストールすることを前提としたソフトウェアとする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ソフトウェアのみを認証等することで、電気通信事業者による接続の検査を省略</li> <li>・ただし、認定品（認証を受けた機器又は認証を受けた機器が前段にあり、その後位に接続した機器）にインストールすることを前提としたソフトウェアとする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ソフトウェア及びハードウェアの組合せを規定した状態で認定等することで、電気通信事業者による接続の検査を省略</li> </ul>
3. 技術基準	電气的条件等を除く IP 電話等の技術基準(安全性等についても除外)	電气的条件等を除く IP 電話等の技術基準(安全性等についても除外)	電气的条件等を除く IP 電話等の技術基準(安全性等についても除外)	IP 電話等の技術基準全て
4. 試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>・測定方法は告示された試験方法又はこれと同等以上の方法で実施</li> <li>・汎用端末により実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・測定方法は告示された試験方法又はこれと同等以上の方法で実施</li> <li>・動作環境条件の下位の環境の汎用端末により実施</li> <li>・登録認定機関等は試験結果が基準を満たすことを審査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・測定方法は告示された試験方法又はこれと同等以上の方法で実施</li> <li>・汎用端末により実施</li> <li>・試験方法に基づき技術ファイルに保管する試験報告書（試験レポート）を作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・測定方法は告示された試験方法又はこれと同等以上の方法で実施</li> <li>・汎用端末により実施</li> </ul>

<p>5. 設計合致義務等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気通信事業者が定める方法に基づく</li> <li>・例として、スマートフォンが設計合致義務の履行に相当する機能として、以下の機能を具備するかどうかを審査時に確認</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>① ハードウェア等の必須条件の規定（OS 等との組合せ）</li> <li>② 必須条件を満たさない汎用端末へのインストール防止措置</li> <li>③ インストール実行ファイルに対する改ざん防止措置</li> <li>④ 配布済みスマートフォンの管理</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スマートフォンが設計合致義務の履行に相当する機能として、以下の機能を具備するかどうかを審査時に確認</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>① ハードウェア等の必須条件の規定（OS 等との組合せ）</li> <li>② 必須条件を満たさない汎用端末へのインストール防止措置</li> <li>③ インストール実行ファイルに対する改ざん防止措置</li> <li>④ 配布済みスマートフォンの管理</li> </ol> <ul style="list-style-type: none"> <li>・報告内容を検査記録として10年間保存</li> <li>・認定機関は設計合致義務の履行手順を審査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ソフトウェアベンダが定める方法に基づく</li> <li>・設計合致義務履行手続について定められた手続はないが、インストールされたソフトウェアが技術基準に適合していることを担保する必要がある</li> <li>・宣言者は技術文書を作成し、10年間保存</li> <li>・宣言者は技術文書を総務省（あるいは電気通信事業者）へ提出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令に定める事項に基づく</li> <li>・正常にインストールが終了した旨の確認信号をスマートフォン端末から発信し、これを認証取扱業者が受信することにより、認証取扱業者が正常性を確認</li> <li>・確認の結果を検査記録として10年間保存</li> <li>・スマートフォン起動時にOSやメモリ等について確認し、設計変更が行われていないことを確認すること等</li> </ul>
<p>6. 表示</p>	<p>「7. 公示」参照</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インストール後に設計合致義務を履行した後、認証情報を電磁的表示又は/及び取扱説明書、ホームページ等で表示</li> <li>・技適マークは利用不可（利用するには法改正が必要）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認証情報等（適合技術基準、ハードウェア要件等を含む）を、インストール要件等を記載する場所等（ホームページ、利用許諾書等）で表示</li> <li>・技適マークは利用不可（利用するには法改正が必要）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インストール後に設計合致義務を履行した後、技適マークを表示（電磁的表示）</li> </ul>

7. 公示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令に基づく電気通信事業者による公示（HP等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機器に関する技術基準適合認定等に準じて総務省が公示</li> <li>・技術基準適合自己確認をするときは、次に掲げる事項（例）を総務大臣に届ける。 <ul style="list-style-type: none"> <li>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</li> <li>二 適合する技術基準</li> <li>三 前項の検証の結果の概要</li> <li>四 その他</li> <li>五 ソフトフォンの名称</li> <li>六 宣言書や技術ファイルの場所等</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ソフトフォンベンダが適合宣言書をHP上等に提示</li> <li>・また、総務省（あるいは電気通信事業者）に登録した内容に従い、総務省（あるいは電気通信事業者）が公示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機器に関する技術基準適合認定等に準じて公示するとともに、ソフトフォンが正常に動作するスペックの条件等を総務省が公示</li> </ul>
8. 説明書等への記載	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハードウェア等の必須条件を利用者に通知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適合技術基準、ハードウェア要件等をホームページ、利用許諾書等で通知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適合技術基準、ハードウェア要件等をホームページ、利用許諾書等で通知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・端末の種別や要求されるハードウェアの仕様等を説明書や利用許諾画面等に記載</li> </ul>
9. バージョンアップ等への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則、ソフトフォンバージョンアップ時には再検査が必要</li> <li>・軽微なバージョンアップ（例：呼制御に係らないOSバージョン更新への追従）については再検査不要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術基準に係らないバージョンアップは再認証等の手続不要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バージョンアップされた後も引き続き技術基準に適合していることを担保する必要がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認証設計に変更を及ぼすバージョンアップを行う場合においては、再度認証を取得し、新たな表示を付す</li> </ul>

10. 市場監視	電気通信事業者	総務省及び登録認定機関	総務省	総務省及び登録認定機関
11. 根拠法令	電気通信事業法施行規則 32条1項4号	該当なし	該当なし	事業法56条又は63条

4つの認証等の方法案と既存の基準認証制度との関係を図3.2.1-1に示す。技術基準適合認定、接続の検査及びA案については新たな制度化は不要である一方、B案及びC案については、設計認証及び技術基準適合自己確認と類似の制度であるものの、端末機器ではないソフトフォンのみを認証等の対象とするため、新たな枠組みを設けるための制度化が必要となる。また、D案については、一部例外規定等を設けるため、関係省令等を整備することを前提としている。

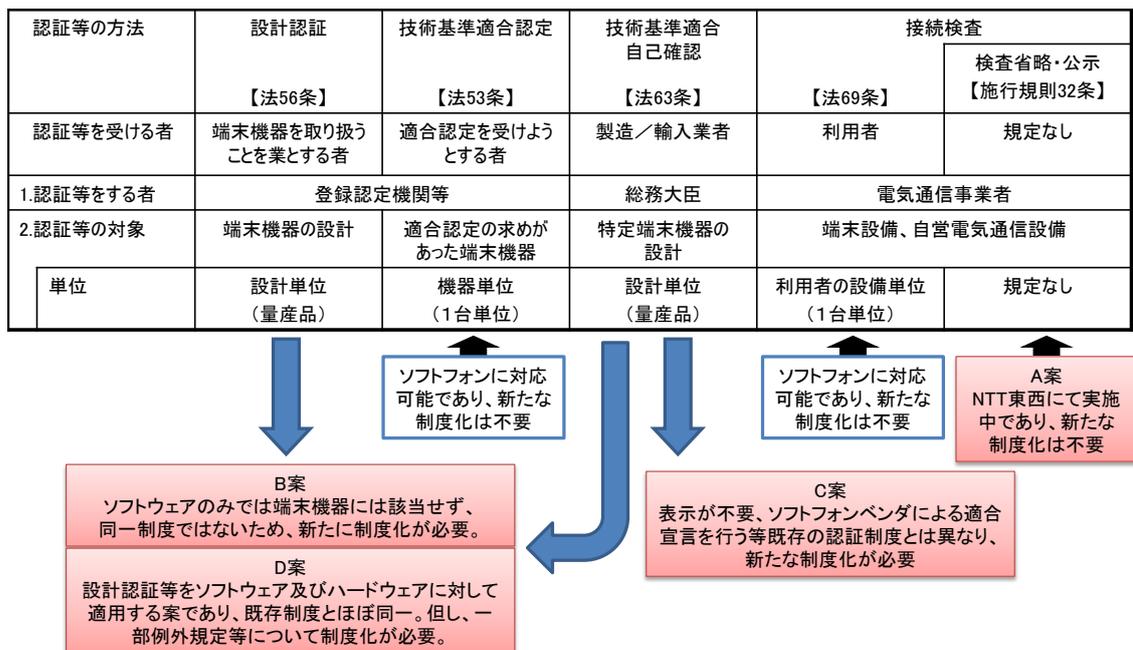


図 3. 2. 1-1 既存の基準認証制度とソフトフォン検査・認証案の類型化

これら4案について、作業班において示された主な論点及び考え方は以下のとおりである。

(1) A案：技術基準適合検査

○認証等をする者について

同一のソフトウェアについて複数の電気通信事業者の確認をとる必要があることや、電気通信事業者が有償でソフトフォンの適合検査を行う場合には、ソフトフォンベンダのコスト負担が大きいのではないかと。

(考え方) 制度上、同一のソフトウェアについて複数の電気通信事業者個別に確認をとる必要がある。また、検査等を行うためには何らかのコスト負担は生じざるを得ない。ただし、第三者が介在することにより、電気通信事業者単位に負担するコストを当該第三者が共通的に認証を行うこと等ができればコスト低減を図る余地があるのではないかと。

電気通信事業者が申請ごとに検査することになるため、電気通信事業者の負

担が大きい。また、電気通信事業者ごとに審査の基準や取扱いが異なる可能性があるのではないか。

(考え方) 電気通信事業者の負担や、事業者間の取扱いの差は制度上発生するものであることから、本制度により永続的にソフトフォンの認証等を行うかどうかは慎重な検討が必要。

電気通信事業者ごとの適合検査となるため、海外からの参入障壁とされる可能性があるのではないか。

(考え方) 海外製品であっても日本の電気通信事業者の電気通信回線設備に接続される場合も同様に我が国の技術基準を満たす必要がある。

#### ○設計合致義務等について

ソフトフォンの正常動作に必要な条件（OS、メモリ容量等）を満たさない端末へのインストールを防止する機能が求められているが、動作環境を厳密に確認する機能をソフトフォンに実装することは、ソフトフォンベンダの負担になるだけでなく、利用者の利便性を阻害すること（例えば、OS はアップデートしたものの、ソフトフォンがアップデートされない場合に、本機能によりソフトフォンが動作しなくなるなど）が危惧されるのではないか。

(考え方) 技術基準又は設計合致義務等の要件に影響を与えるソフトフォンのバージョンアップについては再検査が必要。ただし、軽微なソフトフォンの変更については、ソフトフォンベンダが一定の責任（技術基準又は設計合致義務の要件に影響を与えていないこと）をもつ前提で再検査は不要。また、パッケージ等において対応 OS 等の条件を明記し、利用者における対応を促すなどの簡易な方法でも対応可能であると考えられる。

インストール時の改ざん検知は、現状の端末機器におけるソフトウェアバージョンアップの場合も考えられるため、ソフトフォンに限定した規定とするには無理があるのではないか。

(考え方) 『インストール時の改ざん検知』は、意図しない IP 電話端末となることを回避するため必要。

#### ○表示について

ソフトウェアにおける表示の効力については検討が必要ではないか。

(考え方) ソフトフォン適合検査に基づき、技適マークを付すことは事業法上認められていないが、電気通信事業者により接続の検査を省略することができる

ものとして HP 等で公示をすることにより、利用者への周知を図ることとしている。

#### ○市場監視について

技術基準に適合していないソフトフォンの接続拒否の強化や認証を受けていないソフトフォンへの接続検査が必要ではないか。

(考え方) 各電気通信事業者が行う適合検査による証明を受けていないソフトフォンについては、接続の検査を受ける必要がある。

#### (2) B案：ソフトフォンの設計認証又は技術基準手適合自己確認

##### ○認証等をする者について

認定機関が認証を行う場合、認証結果について認定機関が責任を負うことになるなど、申請者（ソフトフォンベンダ等）、認定機関、利用者、電気通信事業者における責任の明確化が必要ではないか。

(考え方) 従来実施している設計認証における責任分担との差違はない。

第三者認証ではソフトフォンベンダに認証取得に必要な固定的費用が発生するのではないか。なお、ソフトフォンのビジネスモデル（ソフトウェアは廉価あるいは無料の場合もあり、配布数も数万程度）を踏まえると、ハードウェア端末の認定と同等程度のコストがかかることは、事業への影響が大きい。

(考え方) 第三者認証である設計認証以外に、技術基準適合自己確認を選択可能とすることで、コストの極小化を図ることが可能。

相互承認協定（MRA）の登録外国適合性評価機関が認証することができないのではないか。

(考え方) 本案に基づき登録外国適合性評価機関が認証するためには、相互承認に関する二国間協定や事業法その他関連法規の改正が必要となる。

総務大臣の認可を受けて電気通信事業者が個別に定める技術的条件への適合性に関する認定は技術基準適合自己確認では対応できないのではないか。

(考え方) 総務大臣の認可を受けて電気通信事業者が個別に定める技術的条件への適合については認定機関による認定が必要となる。あるいは、電気通信事業者による接続の検査が必要となる。

## ○認証の対象について

端末機器でないソフトウェアについて登録認定機関が認証等を行うことができないのではないかと。

(考え方) ソフトウェアは単独で端末機器としての機能を持たないため、事業法に基づく設計認証(事業法第56条)あるいは技術基準適合自己確認(事業法第63条)では対応できず、新たな枠組みを設ける必要がある。

## ○試験について

認定機関において試験を実施するため、ソフトウェアだけでなく、複数台のサンプル機器の提出を求められる場合、ソフトウェアベンダの開発活動における負担が大きいのではないかと。特に、対応OSが複数となるソフトウェアの場合には対応OSごとにサンプルを提出する必要があるかと。あるいは、認定機関においてサンプル機器等を備える場合には、用意すべき機器が膨大となり、認定に係る経費が増大することが懸念されるのではないかと。

(考え方) ソフトウェアベンダからサンプル機器の提供を受けるのが合理的と考えられる。その際、特段大きな問題がない限りは、ベンダが所有するサンプル機器のうち、OSも含め、最も性能が低いと考えられる1台の提供を受けることで対応が可能と考えられる。ただし、申請者より試験環境の準備も含めた試験の実施について依頼がなされる場合には対応が必要となる。

## ○設計合致義務等について

(再掲) インストールされる汎用通信端末機器のOS等のソフトフォンの正常動作に必要な条件を満たさない端末へのインストールを防止する機能が求められているが、ソフトフォンに動作環境(OS、メモリ容量等)を厳密に確認する機能を実装することは、ソフトフォンベンダの負担になるだけでなく、利用者の利便性を阻害すること(例えば、OSはアップデートしたものの、ソフトフォンがアップデートされない場合に、本機能によりソフトフォンが動作しなくなるなど)が危惧されるのではないかと。

(考え方) 技術基準又は設計合致義務等の要件に影響を与えるバージョンアップについては再検査が必要。ただし、軽微なものは、ソフトフォンベンダが一定の責任(技術基準、又は設計合致義務の要件に影響を与えていないこと)をもつ前提で再検査は不要。また、パッケージ等において対応OS等の条件を明記し、利用者における対応を促すなどの簡易な方法でも対応可能であると考えられる。

ソフトフォンにおける設計合致義務が履行される時点として、ソフトウェア

が出荷（あるいはダウンロードサイト等に掲載）される際に行われるものなのか、あるいは利用者が汎用通信端末機器にインストールした際に行われるものなのか、明確ではないのではないか。

（考え方）設計合致義務の履行に相当する状態を実現するための方法として、4つの機能を想定している。これらの機能をスマートフォンが有することで、スマートフォンが汎用通信端末機器にインストールされた状態において、設計と合致し、技術基準を満たしていることが担保されることになると考えられる。また、ソフトウェアの認証等をハードウェア（OSを含む。）と分離することで、スマートフォンベンダ、登録認定機関等における認証等に関する責任範囲にハードウェアが含まれないことを明確化することが可能となる。

「インストール実行ファイルに対する改ざん防止措置」は、具体的にどのような機能を想定しているのか。

（考え方）ウィルスやマルウェア混入等を防止する最低限の機能（サムチェックなど）を有する、ソフトウェアが配布されるマーケット等が改ざん等に関する監視機能を有する、証明書等ソフトウェアの正当性を証明するためにOSが提供する機能を利用する等の措置により対応が可能になると想定される。

「配布済みスマートフォンの管理」は実現に向けた技術的難易度が高く、また、サーバー設置を要するなど、ベンダ側のコスト負担が大きいのではないか。

（考え方）配布済みスマートフォンの管理の方法として、例えばダウンロード数の管理などが想定されるが、これはソフトウェア提供者がソフトウェアの利用状況を適切に把握するための機能である。

## ○表示について

画面を持たない端末機器にインストールされるスマートフォンでは、表示することができないのではないか。

（考え方）認証情報を常に利用者に対して分かりやすい形で情報を提供するためには、認証情報の電磁的表示が望ましいが、画面を持たない端末機器の場合においては、取扱説明書等への表示や、ホームページ等での掲載による対応も想定される。

ソフトウェアにおける表示の効力については検討が必要ではないか。

（考え方）認証情報としてどのような内容を含めるか、またその様式は別途制定することが必要。なお、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則様式第7号に定める表示を用いる場合には、本案による認証の際には法改正が必要とな

ることに留意が必要。

#### ○バージョンアップ等への対応について

ソフトフォンのアプリ自体の改版頻度が極めて高いことから、電話機能に関わらないソフトウェアの変更については再認証の対象から除外すべきではないか。

(考え方) ソフトフォンがバージョンアップされた後も引き続き技術基準に適合していることを担保する必要があるため、技術基準に係わるバージョンアップは再認証等の手続が必要となる。なお、ソフトフォンの設計認証の場合、再認証取得の要否は、認証を行った認定機関の責任により判断することとなる。

#### ○市場監視について

技術基準に適合していないソフトフォンの市場監視の強化や認証を受けていないソフトフォンの市場監視が必要ではないか。

(考え方) 広く周知広報を行うことで、認証等を受けるメーカ及び利用者における理解促進を図る。また、規制当局による市場監視が引き続き必要。なお、市場監視の結果、不適合事例が確認された場合、法に基づく是正措置を求めするためには、法改正が必要となる。

技術基準に適合していないソフトフォンの接続拒否の強化や認証を受けていないソフトフォンへの接続検査が必要ではないか。

(考え方) 自動的な接続防止措置は技術的に可能であるが、このような機能を備えることは電気通信事業者にとって過大な負荷となるため、現実的とはいえない。

### (3) C案：ソフトフォンの届出型技術基準適合自己宣言

#### ○認証等をする者について

総務大臣の認可を受けて電気通信事業者が個別に定める技術的条件への適合性に関する認定は技術基準適合自己確認では対応できないのではないか。

(考え方) 総務大臣の認可を受けて電気通信事業者が個別に定める技術的条件への適合については認定機関による認定が必要となる。あるいは、電気通信事業者による接続の検査が必要となる。

#### ○設計合致義務等について

設計合致義務等の要件をより具体化することが必要ではないか。

(考え方) 適合自己宣言方式であるため、設計合致義務の履行手続については明確な規定はなく、宣言者が自ら責任を持って行うこととなる。

ただし、宣言者が技術ファイル (Technical Construction File : TCF) を保管 (10 年間保存) し、総務省あるいは電気通信事業者への届出時に関係書類 (要詳細化 (変更時も論議必要)) を提出し、総務省あるいは電気通信事業者で形式チェックの上で公示することが一案として考えられる。

以下 TCF 文書を構成する情報等の例を示す。

- ・ 取扱説明書、仕様書 (インストール要件等) と製品の一般的説明
- ・ ソフトウェアのシステムブロック図等 (宣言者と OS、ハードウェアの分界点の明記)
- ・ 適応した技術基準
- ・ 実施した検査内容
- ・ 試験報告書 (試験レポート)
- ・ 変更時には履歴が分かるように変更内容を保管する

想定されない端末機器 (例えば既認定品ではないもの) にソフトフォンがインストールされた場合の責任は誰にあるのか。

(考え方) ソフトフォンベンダの責任において、利用規程や動作環境などの条件を明記し、利用者はそれを許諾したうえで使用することとなるため、一般的に、規約等を外れた環境においての利用に対して責任を持つのは利用者になると考えられる。

#### ○表示について

技術基準適合性が利用者から確認できるよう、表示が必要ではないか。

(考え方) 技術基準への適合性の確認について、総務省あるいは電気通信事業者へ届出を行ったソフトウェアである旨等を明記する。明記場所はインストール要件等を記載する場所 (ホームページ、利用許諾書等) と同じ場所とする。なお、不正な標章の使用に対する措置を行えることが前提となるが、上記記載に合わせて標章を表示することも考えられる。

#### ○市場監視について

(再掲) 技術基準に適合していないソフトフォンの市場監視の強化や認証を受けていないソフトフォンの市場監視が必要ではないか。

(考え方) 広く周知広報を行うことで、宣言するメーカー及び利用者における理解

促進を図る。また、規制当局による市場監視が引き続き必要。なお、市場監視の結果、不適合事例が確認された場合、法に基づく是正措置を求めるためには、法改正が必要となる。

技術基準に適合していないソフトフォンの接続拒否の強化や認証を受けていないソフトフォンへの接続検査が必要ではないか。

(考え方) 広く周知広報を行うことで、宣言するメーカー及び利用者における理解促進を図る。電気通信事業者が宣言者のTCF開示要求を可能とすることも有効であると考えられる。また、技術基準に適合している旨の宣言をしているにもかかわらず、実際には技術基準に適合していないことが認められるソフトフォンについては、その宣言を無効とする規定も必要になると考えられる。なお、認証を受けていないソフトフォンは接続検査が必要であるが、その費用等は利用者負担となる。

- (4) D案：設計認証／適合自己確認（ソフトウェア及びハードウェアの組合せを規定した状態で認定等）

○認証等をする者について

第三者認証ではソフトフォンベンダに認証取得に必要な固定的費用が発生するのではないか。

(考え方) 第三者認証である設計認証以外に、技術基準適合自己確認を選択可能とすることで、コストの極小化を図ることが可能。

○認証の対象について

ハードウェアと一体（組合せ）での認証や安全性等の適合確認には限界があるのではないか。

(考え方) 利用可能な組合せについては総務省で公示することとしている。ただし、汎用の通信端末機器であるハードウェアを含めた認定等であるため、認定等を取得するソフトウェアベンダや認定等を行う認定機関は、ハードウェアについても認定に関する責任を負う。

ベンダのコスト負担が大きいライセンスアクティベーションや検査記録の保存等の設計合致義務等の要件については緩和が必要ではないか。

(考え方) 設計合致義務相当を担保するためであり、緩和は困難。

○表示について

ソフトウェアにおける表示の効力については検討が必要ではないか。

(考え方) ハードウェアとソフトウェアの組合せでの認証であり、表示は従来どおりの効果を有する。

### 3.2.2 IP化に対応したソフトフォン認証等の在り方

3.2.1における論点及び考え方並びに市場動向を踏まえ、IP化に対応したソフトフォン認証等の在り方として、次のとおりとすることが適当ではないか。

#### (1) 短期的な認証の在り方

電気通信事業法施行規則第32条第1項第4号に基づき現在実施されているA案（技術基準適合検査）を継続する。今後、複数の電気通信事業者がIP化に対応したソフトフォンを用いたサービス提供を行う場合には、認定等に係る経費によるソフトウェア価格が増大するなど利用者における負担が過剰とならないよう、電気通信事業者、認定機関、ソフトフォンベンダ等の関係者による協議を行い、ワンストップ化するなど汎用的な制度として運用されることが望ましい。

#### (2) 中期的な認証の在り方

A案では電気通信事業者の負担が大きいことや、事業者間での取扱いの差違などが生じることが懸念されるなど、暫定的な措置であるため、中期的には、技術基準への不適合のおそれがある場合などに行う是正措置や消費者保護等の規定を含めた法改正等の環境整備を視野にいれながら、市場動向、技術動向及び我が国・諸外国の基準認証制度の動向などを踏まえ、B案（ソフトフォンの設計認証又は技術基準適合自己確認）あるいはC案（ソフトフォンの届出型技術基準適合自己宣言）に基づく制度整備を検討することが適当である。なお、B案及びC案について、法改正を行わずに関係省令や告示等の改正のみによる制度整備を行う際には、表示、市場監視、是正措置、登録手続その他事項において制約が生じることについて留意が必要である。

### 3.3 ソフトフォンの認証等の制度化に当たって留意すべき事項

ソフトフォンの認証等を制度化するに当たっては、その特性を踏まえ、以下の点に留意することが必要ではないか。

#### (1) 不適合事例が生じた場合の実効性のある利用者保護及び是正措置の確保

我が国の基準認証制度においては、法に基づく利用者保護及び是正措置として、認証取扱業者等への立入検査（事業法第166条第2項、第3項）、妨害防止命令（事業法第54条）、端末機器の提出（事業法第167条）、措置命令（事業法第59条）、表示の禁止（事業法第60条）等の規定が定められており、不適合事例が生じた際に実効性のある措置を講ずることとなっている。しかしながら、法改正を伴わずにソフトフォン認証等を制度化する際には、法に基づくこれら是正措置等を確保することが困難であるだけでなく、不正な表示に対する措置を確保できないことから、表示に対する信頼性を確保することが困難である。また、B案及びC案で示されている認証結果の総務省への届出等についても法律上の根拠を伴わず、実効性に欠ける懸念がある。

市場動向、技術動向及び我が国の基準認証制度の動向などを踏まえ、これらの必要性を慎重に検討し、必要な環境整備を行うことが必要である。

#### (2) 無許可で使用されないような表示の保護

ソフトフォンが技術基準をはじめとする規定要求事項に適合していることを、利用者に対して分かりやすく情報を提供するとともに、無許可で使用されないよう、表示を法的に保護することが国際標準において求められている<sup>8</sup>ため、適切な措置を講じる必要がある。

#### (3) ソフトフォンが導入される汎用通信端末機器に関する条件

ソフトウェアのみでは、ハードウェアで担保すべき技術要件を担保することができないため、諸外国における制度と同様に、ソフトウェアは既認定品に導入されることを前提とすることが必要であると考えられる。しかしながら、例えばデータ通信用端末として認定を取得している機器においては、誘導雷などの利用者への影響等を踏まえた過大音響衝撃の発生防止機能についての審査はなされておらず、必ずしも十分ではない。ソフトフォン認証等を制度化する際には、ソフトフォンの導入が想定される汎用通信端末機器における技術的動向等を鑑み、当該機器が担保すべき技術的条件について慎重な検討を行うことが必要である。

#### (4) 認証等にかかる負担の軽減

ソフトフォンに関する一般的なビジネスモデルは料金面、流通する数量な

<sup>8</sup> ISO/IEC 17030:2004 適合性評価-第三者適合マークに対する一般要求事項において、第三者適合マークに対する一般要求事項が規定されている。なお、本規格は第三者適合性評価以外の適合性評価活動において適合マークを使用する際の手引きとしても用いられている。

どの面でハードウェア機器と異なるため、ハードウェア通信端末機器に対して課している条件と同等の条件を求めた場合、そのコスト負担が過剰となり、利用者における不利益を招来する可能性が危惧される。そこで、事業者等による協議を通じて、認証等にかかるコスト構造を可能な範囲で圧縮する方策について検討を行うことが必要である。

(5) 制度に関する周知の徹底

今後のスマートフォン等の通信端末機器の多様化に伴い、ソフトフォンを提供する事業者はますます多様化、国際化することが想定されるため、ソフトフォン認証等を制度化するに当たっては、制度内容について国内外において官民が連携して周知徹底する必要性がこれまで以上に高いと考えられる。

# 別表1 IPネットワーク設備委員会 構成員

情報通信審議会 情報通信技術分科会  
IPネットワーク設備委員会 構成員

(平成24年6月時点 敬称略 五十音順)

	氏名	所属
主査	あいだ ひとし 相田 仁	東京大学大学院 工学系研究科 教授
主査代理	とみなが まさひこ 富永 昌彦	独立行政法人情報通信研究機構 理事
	あいざわ あきこ 相澤 彰子	国立情報学研究所 コンテンツ科学研究系 教授
	あさみ ひろし 浅見 洋	社団法人日本CATV技術協会 審議役
	えさき ひろし 江崎 浩	東京大学大学院 情報理工学系研究科 教授
	おがた わか 尾形 は	東京工業大学大学院 イノベーションマネジメント研究科 准教授
	こんどう ひろと 近藤 寛人	社団法人電気通信事業者協会 企画部長
	しみず ひろし 清水 博	財団法人電気通信端末機器審査協会 専務理事
	すけむね よしゆき 資宗 克行	一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会 専務理事
	まえだ よういち 前田 洋一	一般社団法人情報通信技術委員会 専務理事
	もちざい ひろゆき 持麿 裕之	一般社団法人テレコムサービス協会 技術・サービス委員会 委員長
	もりかわ ひろゆき 森川 博之	東京大学先端科学技術研究センター 教授
	やいり いくこ 矢入 郁子	上智大学 理工学部 准教授
	やもり きょうこ 矢守 恭子	朝日大学 経営学部 准教授 兼 早稲田大学国際情報通信研究センター 客員准教授
	わたなべ たけつね 渡辺 武経	社団法人日本インターネットプロバイダー協会 会長

## 別表2 技術検討作業班 構成員

情報通信審議会 情報通信技術分科会  
 IP ネットワーク設備委員会 通信確保作業班 構成員  
 (平成24年6月時点 敬称略 五十音順)

	氏名	所属
主任	もりかわ ひろゆき 森川 博之	東京大学先端科学技術研究センター 教授
主任代理	たいら かずまさ 平 和昌	独立行政法人情報通信研究機構 社会還元促進部門 部門長
	かきさか ひろあき 柿坂 寛明	株式会社コスモス・コーポレーション 端末機器認定課
	かわい ひろし 河合 浩	Wireless City Planning 株式会社 技術開発部 部長
	かわむら まさし 河村 政志	UQコミュニケーションズ株式会社 技術部門 技術企画部 技術企画部長
	きたがわ かずお 北川 和雄 (H24.4~)	社団法人日本CATV技術協会 規格標準化委員会
	きはら けんいち 木原 賢一	ソフトバンクモバイル株式会社 モバイルネットワーク本部 無線技術開発部 調査研究課 担当課長
	きむら たかし 木村 孝	社団法人日本インターネットプロバイダー協会 会長補佐
	くすのき まさのり 楠 正憲	日本マイクロソフト株式会社 技術標準部 部長
	さた まさひろ 佐田 昌博	株式会社ウィルコム 技術本部 開発運用統括部 統括部長
	さとう かずのり 佐藤 和紀	株式会社ソフトフロント 取締役
	さとう たかあき 佐藤 隆明	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ 研究開発推進部 技術戦略担当部長
	すがなみ かずなり 菅波 一成	イー・アクセス株式会社 技術本部 技術企画部 担当部長
	たかさわ かずみち 高澤 和充	西日本電信電話株式会社 技術革新部 技術部門 部門長
	ちば こう 千葉 貢	東日本電信電話株式会社 ITイノベーション部 技術部門 部門長 (~H24.5) 日本電信電話株式会社 研究企画部門 担当部長 (H24.6~)
	ちむら やすぶみ 千村 保文	沖電気工業株式会社 研究開発センタ スマート社会ビジネスイノベーション推進部 エグゼクティブ・スペシャリスト
	とがし ひろゆき 富樫 浩行	株式会社ディーエスピーリサーチ 技術開発部 部長
	なかにし やすし 中西 廉	一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会 IP 端末課題検討WG 主査
	なかの よしたか 中野 吉孝 (~H24.4)	社団法人日本CATV技術協会 規格標準化委員会

ながみ 永見	けんいち 健一	一般社団法人テレコムサービス協会 政策委員会 副委員長
はしもと 橋本	ゆきお 幸雄	財団法人電気通信端末機器審査協会 機器審査部 主幹
ふるや 古谷	ゆきつな 之綱	東京工業大学 特任教授／電気通信大学 客員教授
まついし 松石	じゅんのう 順應	KDDI株式会社 技術企画本部 モバイル技術企画部 企画グループリーダー
むろい 室井	やすひこ 保彦	一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会 適合性評価委員会 副委員長
もりかわ 森川	せいいち 誠一	シスコシステムズ合同会社 ジャパン テクノロジー&リサーチセンター コンサルティングエンジニア
やばし 矢橋	やすお 康雄	社団法人電気通信事業者協会 業務部長
やまぐち 山口	いそみ 五十三	テュフ・ラインランド・ジャパン株式会社 製品部 電気製品課 通信機器ラボラトリー シニアプロジェクトエンジニア

## 参考資料 1 IP 移動電話端末の技術的条件 (VoLTE) と国際標準との対応

	インターネットプロトコル移動電話端末 (VoLTE)	国際標準
基本的機能	インターネットプロトコル電話端末 & LTE 端末適用	TS36.331、TS24.229、rfc3261
発信の機能	移動電話端末 & LTE 端末適用	TS24.229 7.7 SIP timers TimerB (INVITE transaction timeout timer) = 64*T1 (T1=2 second)
送信タイミング	LTE 端末適用	TS36.133 7.3.2.2 Timing Advance adjustment accuracy
ランダムアクセス制御	LTE 端末適用	TS36.321 5.1.4 Random Access Response reception TS36.213 4.2.3 Transmission timing adjustments TS36.331 6.3.2 Radio Resource control information elements
タイムアライメント制御	LTE 端末適用	TS36.213 Transmission timing adjustment
位置登録制御	LTE 端末適用	TS23.401 5.3.3 Tracking Area Update procedures
チャネル切替指示に伴う機能	LTE 端末適用	TS36.331 5.3.10 Radio Resource Configuration
受信レベル通知機能	LTE 端末適用	TS36.331 5.5 Measurements
送信停止指示に伴う機能	LTE 端末適用	TS36.331 5.3.8 RRC connection release
受信レベル等の劣化時の自動的な送信停止機能	LTE 端末適用	TS36.331 5.3.11 Radio link failure related actions
故障時の自動的な送信停止機能	LTE 端末適用	
識別情報登録	—	—
ふくそう通知機能	—	—
重要通信の確保のための機能	LTE 端末適用	TS36.331 5.3.3 RRC connection establishment
緊急通報機能	移動電話端末準用	TS24.229 5.1.6.8 Emergency Session Setup rfc5031
移動電話端末固有の情報の変更を防止する機能	LTE 端末適用	
アナログ電話端末等と通信する場合の送出電力	—	—
漏話減衰量	—	—
特殊な電話端末	移動電話端末	